

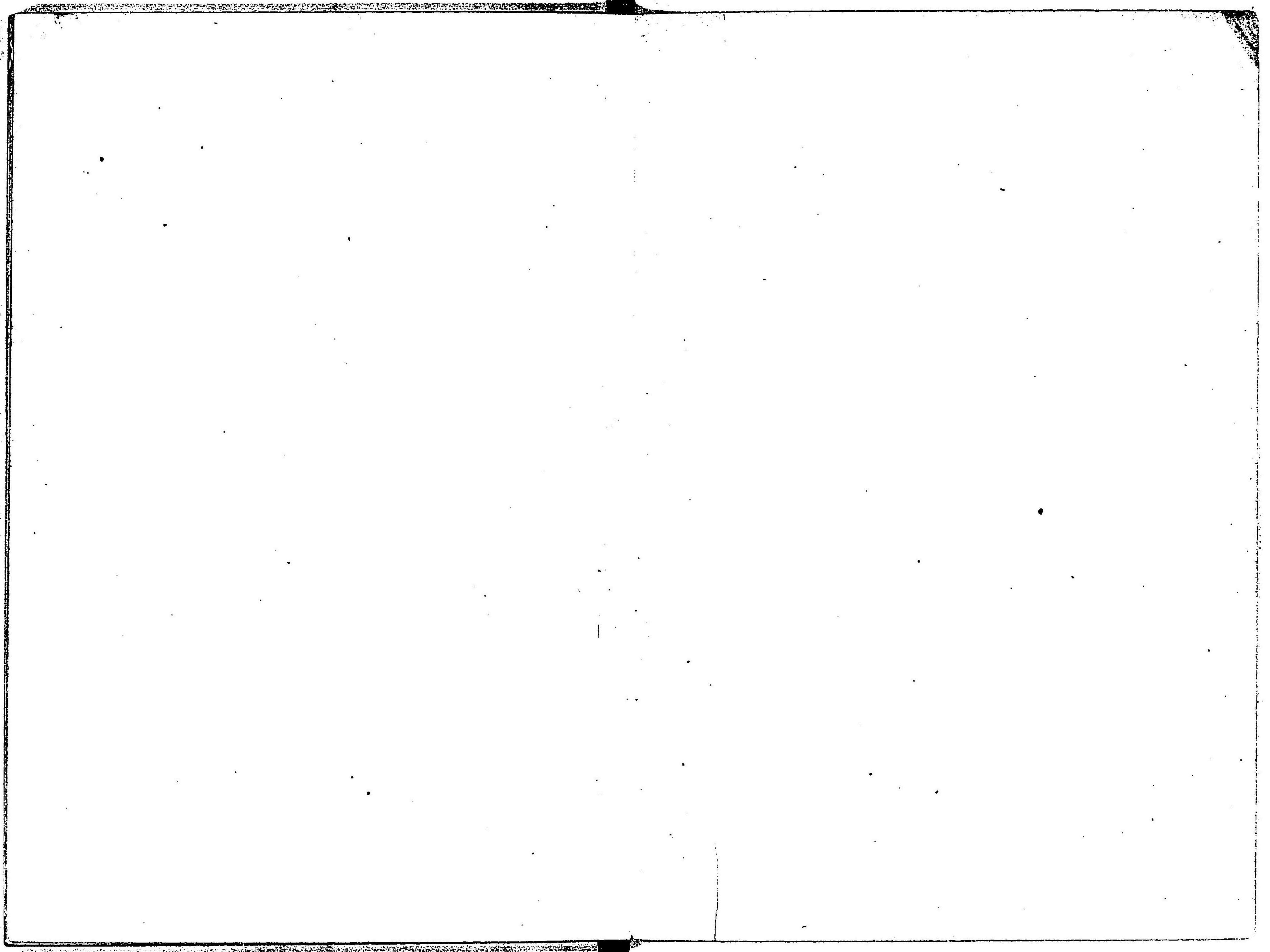
150
271

マクリーアル博士原著
高橋五郎校閲 根岸由太郎翻譯

小冊七

公會問答畧解

明治廿六年九月

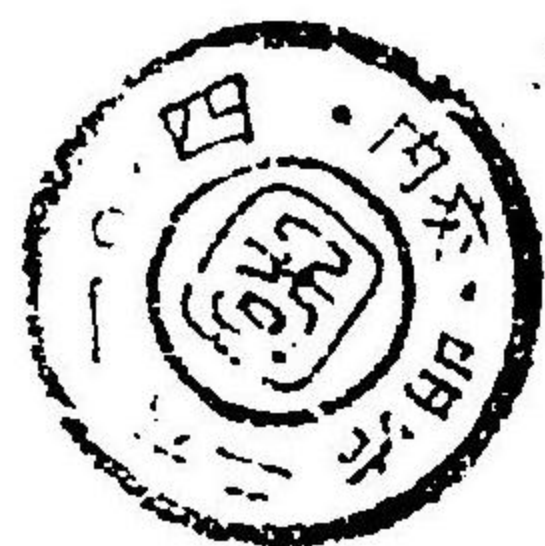


特 18
215

A CLASS BOOK
OF
The Catechism
OF
THE NIPPON SEI KOKWAI.

EDITED BY
THE REV. JOSEPH M. FRANCIS, B.D.,
TRINITY DIVINITY SCHOOL,
TOKYO.

TRANSLATED BY
NEGISHI YOSHITARO,
UNDER THE SUPERVISION OF
TAKAHASHI GORO.



會問答界解

マクリーアル博士原著

高橋五郎校閱 根岸由太郎翻譯

明治廿六年九月

NOTE.

THE following explanation of the Catechism is a translation of the Rev. Dr. Maclear's "CLASS-BOOK OF THE CATECHISM OF THE CHURCH OF ENGLAND" The original text has been translated in full, no alterations having been made except in cases where the text of the Catechism of the Nippon Sei Kokwai differs from that of the Church of England.

It is hoped that the publication of this treatise will prove helpful to the clergy and catechists in preparing persons for Baptism and Confirmation; and that it may cause the Catechism to be more generally used as a text-book of instruction than is the present custom.

JOSEPH M. FRANCIS.

TRINITY DIVINITY SCHOOL, Tokyo,
Michaelmas 1893.

小引

本聖公會問答畧解はマクリーアル博士の「チヨルチ、オ
 ヴ、イングラント問答畧解」を翻譯したる者にして、原書
 の本文は盡く之を譯出せり、其異なる所は只日本聖公會
 問答の本文が英國聖公會の本文と異なる場合に限る而
 已、

本書の發刊幸ひに教職諸君及び傳道者諸君をして洗
 禮バプテスマおよび堅信禮コンファテスマに人々を準備せしむるの一助とも成
 り、又公會問答をして今日の慣行たるよりも幾層廣く
 教科書として採用さるゝに至らしむるを得は幸甚、

明治廿六年九月 聖彌迦兒節日

東京築地三一神學校に於て

ジョセフ、エム、フランシス識

公會問答目次

總論

一……………四 頁

第一段 基督教の契約

第一章 教名 五……………八

第二章 基督教中の特權 八……………十三

第三章 洗禮の第一の誓 十三……………十七

第四章 洗禮の第二の誓 十七……………二十一

第五章 洗禮の第三の誓及び誓を守るの

義務 二十一……………二十四

第二段 信經

第一章 信經の要領 二十六……………二十九

| | | |
|------|------|-----|
| 第二章 | 第一條 | 二十九 |
| 第三章 | 第二條 | 三十三 |
| 第四章 | 第三條 | 三十八 |
| 第五章 | 第四條 | 四十二 |
| 第六章 | 第五條 | 四十九 |
| 第七章 | 第六條 | 五十三 |
| 第八章 | 第七條 | 六十 |
| 第九章 | 第八條 | 六十六 |
| 第十章 | 第九條 | 七十二 |
| 第十一章 | 第十條 | 八十三 |
| 第十二章 | 第十一條 | 八十七 |
| 第十三章 | 第十二條 | 九十二 |

第三段 誠命

| | |
|----|-----|
| 問答 | 九十七 |
| 總論 | 百一 |

第一節 神に對して爲すべき事

| | | |
|-----|-----|-----|
| 第一章 | 第一誠 | 百五 |
| 第二章 | 第二誠 | 百八 |
| 第三章 | 第三誠 | 百十二 |
| 第四章 | 第四誠 | 百十四 |

第二節 隣人に對して爲すべき事

| | | |
|-----|-----|-----|
| 第一章 | 第五誠 | 百十八 |
| 第二章 | 第六誠 | 百廿三 |
| 第三章 | 第七誠 | 百廿六 |

| | | |
|-----|-----|----------|
| 第四章 | 第八誠 | 百廿八……百三十 |
| 第五章 | 第九誠 | 百三十……百卅四 |
| 第六章 | 第十誠 | 百卅五……百卅六 |

第四段 主禱文

問答

百卅七……百卅九

總論

百卅九……百四十三

第一章 主禱文の結構

百四十三……百四十六

第二章 願求

百四十六……百五十

第三章 神の榮光を祈る第一の請願

百五十……百五十四

第四章 神の榮光を祈る第二の請願

百五十四……百五十八

第五章 神の榮光を祈る第三の請願

百五十八……百六十二

第六章 我等の需要物を求むる第一の請願

百六十三……百六十六

願

第七章 我等の需要物を求むる第二の請願

百六十六……百六十九

願

第八章 我等の需要物を求る第三の請願

百六十九……百七十三

第九章 同第四の請願

百七十三……百七十六

第十章 歸榮の頌

百七十六……百八十二

第五段 サクラメント

百八十三……百八十六

問答

第一節 サクラメントの數及び性質

第一章 サクラメントの數 百八十六……百八十八

第二章 サクラメントの性質 百八十八……百九十

第三章 サクラメントの區別 百九十一……百九十五

第二節 洗禮のサクラメント

第一章 洗禮の外部の徴 百九十五……………二百

第二章 洗禮に於る内部の靈なる恩 二百……………二百三

第三章 洗禮を受るに必要なる者 二百三……………二百八

第四章 嬰兒洗禮 二百八……………二百十三

第三節 主の晩餐のサクラメント

第一章 主の晩餐設立の目的 二百十三……………二百十七

第二章 主の晩餐の外部の徴 二百十八……………二百廿二

第三章 主の晩餐における内部の區別 二百廿二……………二百廿七

第四章 主の晩餐に由て受くる益 二百廿七……………二百卅二

第五章 主の晩餐に來る者に闕く可らざる者 二百卅二……………二百卅六

公會問答畧解

總論

「キヤテキズム」とは何の問題にもあれ其の原則を問答體に教誨るを



此の語の出處 是れ(一)響下る及び(二)口授するの意を含める希臘語より出づ例へば聖路加の言に我が此の書を作りしはテヨピロをして其の口授せられし所の確實なる事を曉らせんためなり(路一〇四)アポロは聖書に達したる人にして主の道を口授せられたる者なりとあるが如き即ち是なり(行十八〇廿五、羅二〇十八、哥前十四〇十九、加拉太書六〇十六を参照せよ)

斯る方法を以て教ゆる人を稱して「キヤテキスト」(口授者或は問答師)即ち今の所謂傳道師といひ斯く教へらるゝ人を稱して「キヤテキウ

メン」被口授者或は問答生即ち所謂洗禮志願者といふ。

三日本聖公會公會問答とは基督教の原則を教誨る問答書にして堅信禮を受けん爲に監督の許に來るに先ち總て人の學ぶ可き者なりとす。

四公會問答の區分 公會問答にて教ゆる原則は大別して凡そ五段となすべし。

五第一段にては基督教の契約を論じ教ゆるに教名の事及び洗禮に由て受る若干の特權義務の何たるを以てす。

六第二段にては使徒信經及び之が解釋を論じ信仰の道を教ゆ我儕は其の契約上之を保つ義務あるものとす。

七第三段にては十誡及び其要領即ち神に對してなすべき事亦た吾儕の隣人に對してなすべき事を論ず我儕は其契約上之を守るの義務ある者とす。

八第四段にては祈禱を論ず特別に我儕の救主の與へ玉へる模範的祈禱所謂主禱文を論ず。

九第五段にては二箇の「サクラメント」を論ず即ち(一)を洗禮となす是れ吾儕が由て以て基督の契約に准容^いどころの者なり(二)を主の晩餐となす是れ吾等が基督と一致結合するの契約の由て以て復新^{あたら}にせられ我儕の靈魂の補はれて堅固になり我儕が滋養を受けて永遠無窮の靈生を得るに至る所の者なり

十公會問答の歴史 信經主禱文及び十誡の英譯並に釋義は甚だ古くより成存したるものなり然し乍ら宗教改革の起る頃には是等基督教の大意に關はる知識は甚だ微々たるものにてありしと見ゆ故に紀元後一千五百四十九年エドワルド第六世の内閣員等が發表せし第一禮拜書には公會問答を載せて主禱文の解釋にまで及べり該の公會問答は若干の變更を加へられて今も尙ほ我が祈禱文中に依然

として存す「サクラメント」の解釋の附加せられしは「ジェームス一世の御代紀元一千六百〇四年ハムトン、ユールト會議の後に至りてなりとす

第一段 基督教の契約

問 汝の名は何と云ふや

答 某

問 其名は汝に誰が命じや

答 「バプテスマ」に於てキリストの肢、神の子、天國の世嗣と就りし時保證人の號しなり

問 其時保證人は汝の爲に何をなせしか

答 我に代りて三个條を約し誓へり、其第一は我悪魔と其惣ての所作と當世の無益なる奢侈と榮華又た肉の罪ある欲を

棄る事第二はキリスト教の凡ての箇條を信ずる事第三は神の聖なる旨に順ひ其誠を守りて命終るまで之を行ふ事なり

問 汝は其約せし事を必ず信じ行はんと思ふや

答 然り我は神の扶助に頼て之を行はんと又た天の父我等の救主イエス、キリストを以て我を此救ひの道に召玉ひし事を眞實に謝し又命終る迄此道を離れざる恩を與へ玉はん事を祈り奉る、

第壹章

教名

一名稱、公會問答に於ける第一の問に曰く、汝の名は何と云ふやと凡そ人名なるものは其人の人たる事、其人の有責任者なる事を表し且

己の中に不死不滅の靈魂ありて之がためには己れ獨り神に對して責任ある事を表す、

二聖書に於ける名稱、聖書に見えたる名稱は是れ妄りに名けしに非ずして、一定の意味を有す、其數多しと雖も茲に二三の名稱を掲げて之を例せん、セツは「代立者」の義なり蓋は彼はアベルの代りにアダムに生れしものなればなり(創四〇廿五)、アブラムは「高祖」の義なりしかども神との契約を復新にせし時にアブラハム即ち衆多の人の父」と稱せらるゝに至りぬ(創十七〇五)、イサクは「啞ふ者」の義なり蓋は其母サラ已既に年邁みたるに子を産まんと聞きて啞ひたるを以てなり(創十八〇十二—十五、二十一〇五—七)、サムエルは「エホバに聽かる」の義(撒母耳前書一〇二十)、イカホテは「榮光無し」の義なり、是れ神の權がハリシテ人に奪はれたることを記念せんため斯く命名したるなり(サムエル前書四〇二十一)

三氏姓、人々今や二个の名稱を有す一を教名、一を氏姓となす、氏姓とは人に與へられたる名稱に非ずして父より子に傳はれる名稱なり、

四教名、氏姓は人の生れながら既に有てるものにして公會問答にて問ふ所の名にはあらず、公會問答にて問ふ所のものは教名といひて人の生れながら有てる者に非ず、是人が洗禮を授けらるゝ際即ち基督教の契約に准容らるゝ際受る名稱なり、人は墳墓に入るまで常に此名稱を帯び以て夫の契約を憶ひ起すの記念となす、

五命名の時期及び命名人、文明諸國にては大概名をつくることを莊重なる事柄と認めたる者にして、通例或る種の宗教上の儀式之に伴なへり、猶太人は嬰兒の出産後八日目にして割禮を授くる時に命名し(創二十一〇三、四、路一〇五十九、六十)、基督教諸國民中にては教名をば嬰兒授洗の時に其神父と神母の與ふるものとす、神父、神母とは神に對して嬰兒の兩親となり彼(嬰兒)に代りて若干の嚴肅なる約束を

なす人々をいふ(但し斯る約束は嬰兒丁年となるに及びて必らず自ら行ふ可きものとす)故に神父神母を稱して契約人、又た保證人と稱ふることあり

第二章

基督教中の特權

一 洗禮は契約に與るを得せしむ。然しながら洗禮にて教名を賜はることの如きは至微の事たるのみ他に莫大の事吾等のためになさるゝなり即ち我儕は罪に生れ怒の子(エペソ書二〇三)にして神の家眷たる公會より離れたる者なりしが洗禮に由りて基督教の契約に與るを許され、赦罪の約束、及び我儕の如く子に非る者が聖靈の力に由りて神の子となるべき約束は眼前に我儕の爲に印證せらる、

二 舊契約即ちモーセの契約。最古の時代より既に神は其自由寛大な

る慈愛と恩を以て人と契約を結びたまへり即ちノアの契約(創九〇八—十六)、アブラハムの契約(創十七〇一—十四)、イスラエル人と
 の契約(出埃十九〇三—六)ありしを見る、以上三契約の第三のものは或はモーセの契約とよばれ或は舊契約と稱せらる、是れ神がイスラエル人と結了る契約なりき、是れ夥多の牲畜の血を流して嚴然と交換せられ(出埃二十四〇五—八)、仲保者モーセの手に由て執行せられたる者にして(出埃二十四〇二、加拉太書三〇十九)割禮を以て之に與る制規の方法となせり(利未記十二〇三)

三 基督教の契約。モーセの契約は永遠無窮に續く可きものとして立てられしに非ず一層善良なる新契約の準備を爲さんがためなりき(エペソ書一—卅三)是を基督教の契約即ち基督に於る神の契約となす、是神とイスラエル人の如き一國民との契約にあらずして神と全天下(世界)の契約なりとす(希伯來書八〇七—十三)此契約の仲保

者イエス、キリストは全世界のため十字架上に自ら血を流したまひ
 き(希伯來書九〇十二)彼(キリスト)は其高足弟子(使徒衆)に命じて己の
 名に由りて罪を赦すてふ福音を全世界に宣傳せしめたまへり亦た
 萬國民のために洗禮を設立し以て此契約の外部に見ゆる徴となし
 之に與るの方法となしたまひぬ(馬太傳二十八〇十九、二十)

四 基督教契約の特權 然らば猶太人が割禮の際に其の名を命ぜられ
 (路加傳一〇五十七、二〇二十一)舊契約の特權を悉く許容せられし
 如く基督教徒は其の洗禮の際に新契約の特權を悉く許容せられしが
 々別々に皆な此特權を印證せらるゝなり(哥羅西書二〇十一—十二)
 公會問答にては此特權を三項に分ちて開陳し各人自ら之を唱ふ可
 きものとす其の文に曰はく

「我は、バプテスマに於て(一)キリストの肢、(二)神の子、(三)天國の世嗣とな
 されたりと、

五 キリストの肢 我儕の主イエス、キリスト我儕の性質を御身にとり
 たまひし時に我儕に取りては第二のアダムとなり、新性質新生命の
 濫觴とならせたまへり彼は亦た自ら一統教會(普き聖公會)を贖ひた
 まひぬ此公會と彼との關係は聖書中に三形象を以て描出せらる(一)
 人躰と其肢(羅馬書十二〇四、五、哥林多前書十二〇十二—十七、以弗所
 書五〇二十九、三十、三十二)(二)樹身と樹枝(約翰傳十五〇一—八、羅馬書
 十一〇十六—二十四)(三)建物と之を構成せる石(彼得前書二〇四—八
 以弗所書二〇十九—二十二、默示錄三〇十二)是なり、此形象の第一な
 るものは公會問答に暗示する所のものとす洗禮に由て吾儕が接が
 れたる公會に於て基督は其首にてましまし吾儕は信ずる民の多福
 なる會衆即ち御子の奧妙なる肉身に合したる肢なりとす、
 六 神の子 基督教の第二の特權は第一の特權より發出す如何となれ
 ば吾儕は洗禮にて神の子たる基督の肢となれりし者なるが、斯くキ

リストと聯結したるを以て恩典に由り神の義子となるなればなり故に主は御復活後マクダラのマリヤに命じて其兄弟即ち其高足弟子(使徒衆)のもとに行かしめ、我は、我父すなはち爾曹の父我神即ち爾曹の神に昇ると曰はしめたまひき(約翰傳二十〇十七)亦た聖パウロは曰はく神は、我儕をして子たることを得せしめんがために(路加傳四〇四、五)且亦子たる者の靈を受けてアバ父とよぶことを得せしめんがために其の御子を遣し給へり(羅馬書八〇十五、希伯來書二〇十一を比較せよ)と

七^〇天^〇國^〇の^〇世^〇嗣^〇 基督教の第二の特權が第一の特權より出でたるが如く第三も亦た第二より出づ如何となれば若し基督の肢たるを以て神の子たる者とならば我儕は又た後嗣となるべければ也、即ち神の後嗣にしてキリストと偕に天國の後嗣たる者とならんとす(羅馬書八〇十七、加拉太書三〇廿九、四〇七)天國てふ語は聖書に種々なる意

義にて用ひらる或は地上に戦ふ基督教會をいひ(馬太傳三〇二十三)〇四十七、四十八)或は未來に於る榮光ある基督の教會をいふ是れ我儕が身軀にても靈魂にても神の永遠無窮なる榮光の中にて完き圓成と幸福を受くる處なりとす、前者の意義にては吾儕は今既に天國の肢なり、後者の意義にては吾儕は望に由りて此の天國の後嗣たるものとす(馬太傳五〇二十、默示錄二十一〇四—二十七)

第三章

洗禮の第一の誓

一^〇契^〇約^〇の^〇條^〇件^〇 以上に述べたる所のものは即ち神がその自由寛大なる慈愛と恩を以て吾儕に印證したまへる若干の大特權なりとす是即ち基督教の契約に於て神の盡したまふべき分にして、神は必らず之を守り行ひたまはんこと一點の疑もあるなし但し既に之を契約

といへば我等にも盡すべき若干の條件なくんばあらじ此等の條件は洗禮の時吾儕の神父神母が我儕に代りて立てたる嚴然たる誓約束及び告白の中に含まれある也

二洗禮の誓

此約束或は誓は三个條の事を包括す

(一) 我儕悪魔と其總ての所作と現惡世の無益なる奢侈と榮華又肉の罪ある欲を棄る事

(二) 基督教の凡ての个條を信ずる事

(三) 神の聖なる旨に順ひ其誠を守りて命終るまで之を行ふ事
されば我が洗禮の誓は三つの語に約するを得べし

(一) 棄絶 (二) 信仰 (三) 順服

三棄絶 茲に棄絶と和譯せし拉甸語は「相絶或は「抗敵するの義なり抑も兵士は自ら進んで其君主の爲に群敵と抗戦す斯の如く基督の兵士たるものは十字架に釘られたる基督に於る信仰を言顯はし基督

の旗下にありて勇しく戦ひ其の命没るまで基督の忠義の兵士又た僕たるを恥ざる印として十字架の形を描かるゝなり

四悪魔と其所作

吾儕が戦闘せんと約束したる第一の敵は神の敵又

た凡て正義の敵たる悪魔なりとす彼は元と神の他の諸作工の如く善に造られたる者なりしが眞理に居らず(約翰傳八〇四十四)己が創造主に叛きて其高き地位より墮落し(提摩太前書三〇六)爾來莫大無數なる惡靈の巨魁として整然と軍勢を排列し公然と無上主權者に敵對し其吞得べき者を吞併せんとて探しつゝ遍歴す(彼得前書五〇八)凡そ罪の何たるを論ぜず凡て之を惡魔の所爲と稱し得べしと雖も亦た特別に惡魔の所作と稱すべき若干の罪惡あるなり

例へば驕傲(提摩太前書三〇六)詭詐(創世記三〇四)約翰傳八〇四十四)欺瞞(僞善使徒行傳五〇一—四)兇殺(約翰傳八〇四十四)憎惡(約翰傳三〇八)十〇十五)嫉妬(創世記三〇一—五)他人を誘ふ事(馬太傳十八〇六

等)の如き即ち是なり

五現悪世の無益なる奢侈と榮華 吾儕が勇しく戦闘せんとする第二の警敵を「世」となす「世」なる語は茲には吾儕の周圍に見ゆる世、諸天と地及び神が其の中に造りたまへる燦然たる光榮美觀の物躰即ち神が始に甚だ善しと曰ひたまひしものを曰ふに非ず(創世記一〇三一)茲に所謂「世」とは罪惡に服するの世(約翰傳一〇五—十九)を指して云へるものにして之が暫時の見ゆる快樂見えざる永遠のものに對していふ(浮華虚飾無常なる榮耀、賤陋き品行を指していへる者)とす、現世の榮華と現世自身は過去る者なることを憶ひつゝ我等は之を棄て、聖靈の導を求めんことを約す(約翰書二〇十七、哥林多前書七〇三十一)

六肉の悪慾 吾等の戦はんと約せし第三の敵を「肉」となす茲に所謂「肉」とは人性の劣等なる部分即ち人類が動物と共に有てる食慾及び情

慾を指していふ、是等の者自身にては必らずしも罪となるに非ず之を抑制せず過度に耽る時は然かなる者(哥林多後書九〇廿七)然れば肉の悪慾を棄つるは是れ一切の怠慢、饕餮、沈湎、色欲、汚穢を棄つるものとす(路加傳五〇十九、以弗所書五〇三—五)此等の物の終は死なりとす(羅馬書六〇二十一、八〇十三)

第四章

洗禮の第二の誓

一信仰 洗禮の第二の誓即ち基督教の一切の箇條を信ぜんとすの誓は一言以て之を蔽へば是れ信仰の誓なり、
 二人の自然生活上に於ける信仰 信仰は宗教特有の道に非ず其形こそ卑くけれ我儕は日々の生活上信仰を以て萬事を行ふもの也、信仰を以て睡眠は疲勞せる四肢百體の氣力を補ふ者なることを確信し

以て、寝につくなり、信仰を以て春夏秋冬四季の循環を確信し以て種子を地中に托す、信仰を以て醫師の治療に一任し快復の望を懷きて彼れが命ずる醫藥を服す、要するに如何なる精神にて爲すを論ぜず凡そ五官の刺激鼓舞及び眼前の嗜欲以上に出る事件、及び何にまれ他人の爲になす所の事、若は假令明日を出ざるにもせよ凡て將來の爲に行ふ所の事は皆な是れ幾分か信仰の行爲を要する者とす

三。宗教上の信仰。宗教上における信仰も自然生活上の信仰と其道理を等うす唯だ是れ其目的に於て異なるのみ宗教上の信仰とは御子の福音に由て吾等に明らかになれる神の形態、存在及び性質を確信し、神と其聖語及び其聖旨を一心不亂に信賴するを謂ふ(希伯來書十一〇一—六)

四。信經。極初代より洗禮を受けんと欲する者は凡て其信仰を公言するを要したりき斯る信仰の告白を稱して信經と呼做せり最初是等

の信經は甚だ簡單質素なるものなりしが(行八〇三十七を見よ)漸々教會の擴張するにしたがひ異端邪説の起りしを以て之を一層詳細緻密になすの必要起りぬ故に自然に敷衍闡發して現今の形骸を存するに至りしものとす

五。使徒信經。基督教信仰箇條を載する者として公會問答中に論ぜらるゝ信經は普通に使徒信經と稱する者なり其の然か稱せらるゝは使徒衆の作りたる故に非ず彼等の教へたる教理を載するを以てなり是れ其大體に於ては彼等の時代に公會にて用ひたるものと等しきものとす

六。ニクヤ信經。使徒信經の外に亦ニクヤ信經及びアサナシオ信經の二信經ありニクヤ信經は始めて紀元三百二十五年ヒテニヤにて開かれたるニクヤ會議にて制作せられ同く三百八十一年ユンスタンチノール會議にて敷衍せられたるものなりき、是れ我等の主イエ

ス、キリストは神の生たまへる獨子に非ざるが故に彼は神に非ずと主張しまた聖靈は被造物なりと公言せし一種の人々を駁倒するを主眼として制作せられたるものなれば御子と聖靈との神たる事を十分に論ず

七。アサナシオ信經

即ち第四世紀に

アレキサンデリアに有名なる一

監督聖アサナシオスの信經は彼が之を制作せるを以て然か稱せら

るゝに非ず(何んとなれば是れ彼れの死後一百年までは制作せられ

てあらざりければなり)蓋し此の稱あるは聖アサナシオスが畢生辨

明回護せし若干の大真理を其中に説くあるを以てなり、聖三一の教

理、我儕の主イエス、キリストに神人の兩性聯結せりといふ教理即ち

是なり、按ずるに是れガウルに於て拉句語を以て制作せられたる者

なるべくして、或人の思ふが如く紀元後四百二十九年アールズのヒ

ラリーの制作にかゝるものならん歟、或は紀元後四百〇一年ルエン

の監督ヰクトリアスの手になれるものならん歟

第五章

洗禮の第三誓及び其誓を守るの義務

一。第三誓 洗禮の第三の誓は神の聖なる旨に順ひ其誠を守りて命終るまで之を行ふ事即ち一言以て之を蔽へば順服の誓なりとす

二十。誠は其數總て十个條あり記して出埃及記第二十章中にあり是れイスラエル人が埃及國より救出されシナイ山麓に劄營せしと

き神、其目前にて大聲に語りたまへるものなり(出埃及記十九〇二十)三。イスラエル人救護の時機 彼等の救護は世界の歴史上最とも重大

緊要なる紀元をなす者なり、人々益々神に遠ざかり、造物主よりも却つて受造物を崇奉して之に事へ(羅一〇二十五)彼等の心中に銘されたる、律法の號令を忘却するに至し時(羅二〇十五)神は嚴然再び自然

の律法を起したまへり、神は火の中、雲の中、黒雲の中、雷鳴、電光、諸音の中より十誡を語りたまひ、之を二枚の石版上に露つゆはなる文字にて刻み子々孫々に傳ふべきものとしてモーセに與へたまひぬ(出埃及記三十二〇十五、十六、哥林多後書三〇七)

四〇 道德上の律法は廢棄せられず。神は此等の誡を以て罪の憎むべきことを千古に確證したまひ我等に示すに神に對しました我儕相互に對して行ふべき道を以てし吾儕の此道を履まんことを欲のぞせたまふ故にキリストも律法を廢せんために來りたまはず却つて之を成就せんために來りたまへり(太五〇十七)、亦律法の教誨(精神)は唯だ外形の行爲にのみ止まらず心の思想と意趣(希圖)にまで及ぶものなる事を教へたまへり、故に如何なる基督教徒も道德上の律法より免脱せらるゝ者に非ず神の子すらも自己の旨を行ふために非ず己れを遣はし、者の旨を成す爲めに天より來りたまひしなれば我等も亦た

神の誡を以て指示しめされつ生命に吾人を導くべき窄き道を行くことを學ばずんばある可らず

五〇 我儕の誓を守るの義務。洗禮の時に立てし棄絶、信仰、順服の誓は即ち大略斯の如きものなり當時吾儕に印證せられたる特權は神の白施なる恩惠より出づる眞箇の賜なる事又神は契約に於て己れの盡すべき分をば必ず守りたまへば、我が方にて其の立てたる誓をば嚴に守るべきものなることを忘る可らず吾等は人類間にて結びし約束すらも之を守るべき者に非ずや况や我が由て以て生き動きまた在あることを得る者と結びし約束に於てをや(行十七〇二十八)

六〇 神の恩惠の必要なる事。神の恩惠は必要なり、故に公會問答にては洗禮の際に我等の爲に約束せられたる事は、一切之を行ふ可き者なりといひ、亦神の助に由て然か信じて行はんと明言す茲に神の助に由てと云ふ蓋し我等終生の戰闘に従事せんと約せしも自ら助くる

の力なき者なればなり吾人は其死すべき性質懦弱なるに由て神の憐深き佑なくんば一善と雖も行ふ能はざるものとす然し乍ら神は凡て頼む者の力にてましませば其の憐深き佑を以て我等をして其誠を守り己が前に置かれたる律法を履行を得せしめたまふや疑無しとす(約十五〇五、腓一〇十三、四〇十三)

七特權を感謝する事 然れば吾等の立てたる誓は實に重大緊要なる者とす、イエス、キリストに由て神と契約を結ぶに至りしは是れ無價無量の特權なることを常に記憶せずんばある可らず斯く救はるべき道に置れたれば誠心天父に感謝し熱心なる祈禱を以て神の恩恵を求め此の境界より墮落せずして永く此に止まらんことを務め、主の永遠の國にいたる迄日々益々聖靈の感化を求め可きものとす(エペソ書三〇十四—十九、ピリピ書九〇十一、四〇八)

第二段 信經

傳道師 汝信經を誦て我に聽せよ、

答 我は天地の造主能はざる所なき父なる神を信ず、

我は其獨子我らの主イエス、キリスト、即ち聖靈に由て孕し處女マリアより生れ、ポンテオ、ピラトの時苦楚を受け、十字架に釘られ死して葬られ陰府に下り三日目に死人の中より復活り天にのぼり能はざる所なき父なる神の右に坐し彼處より生る人と死せし人を裁判せんがために來り玉ふ主を信ず

我は聖靈を信ず我は普き聖公會聖徒の交接罪の赦免身體の復活り永遠の命を信ず

問 信經の中に於て汝の専ら學べるは何事ぞ

答 第一に我と萬物を造り玉ひし父なる神

第二に我と總ての人を贖ひ玉ひし子なる神

第三に我と都て擇み玉ひし神の民を聖となしたまふ聖靈なる神を信ずる事なり

第一章

信經の要領

一公會問答の中に於て誦むべき者と教へたる信經をアポストロ使徒信經となす是れ最も簡單初歩なる者にして我等の中に最多く用ひらるゝものとす

二此中に載せられたる箇條は總數十二ヶ條あり我信ずなる語は本信經にては唯だ二回出づるのみなれども實は是れ各條の下及び其の

各部或は之の中に含まれたる眞理に一々附屬するものとす

三信經の要領 是等の箇條にて我儕の學ぶ重なる事は全聖なる三一

神を信ずるにありとす(洗禮にて我儕は此神の名に入れられし者な

り)蓋し神は唯だ一の活る眞神なりとはいへども(出二十〇三、賽四十

四〇六)神の一體なる中に父と子と聖靈の三位あるを以てなり(太二

十八〇十九)

四父なる神 十二條の中一は三位一體の第一位即ち我儕と萬物を造

り玉ひし父なる神の事に關す

五子なる神 其中六ヶ條は三位一體の第二位即ち我儕と總ての人を

贖ひたまひし子なる神の事に關す

六聖靈なる神 其中一ヶ條は三位一體の第三位即ち我儕と都て擇み

玉ひし神の民を聖となし玉ふ聖靈なる神に關す

七普き聖公會 其餘四箇條は聖公會に關し亦た之が會員肢體として

吾儕の與へられたる若干の特權に關す
八即ち本信經の十二箇條は左の如し

第一條 我は天地の造主能はざる所なき父なる神を信ず

第二條 其の獨子我儕の主イエス、キリスト

第三條 聖靈に頼て孕し處女マリアより生れ

第四條 ポンテオ、ピラトの時苦楚を受け十字架に釘られ死し

て葬られ

第五條 陰府に下り三日目に死人の中より復活り

第六條 天にのぼり能はざる所なき父なる神の右に坐し

第七條 彼處より生る人と死せし人を裁判せんがために來り

玉ふ

第八條 我は聖靈を信ず

第九條 普き聖公會、聖徒の交接

第十條 罪の赦

第十一條 身體の復活

第十二條 永遠き命

第貳章

第一條 我は天地の造主能はざる所なき父なる神を信ず

一我 本信經は此單一なる語を以て其の端を發き複數(即ち我儕)を用

ひずして單數(即ち我)を用ひ以て其信仰は我儕自身の信仰にして他

人の信仰に非ざること會得せしむ

二我は...信ず 茲に所謂信仰は單に一種の告白、意見、或は心中の應

諾をいふよりは幾層深き意義を有するものとす是れ皆に神存在と

いへる一種の信仰を暗指するのみに非ず尙ほ亦た吾儕が其の依頼、

望、確信を全く神に置き神に憑み、神に忠信なる者たる事を暗指す

三我は…神を信ず。本信經の第一條は神の存在を明言す是れ萬教の根基たる眞理なりとす(來十一〇六)古今東西如何に遙けき世といふとも如何に遠き國といふとも如何に開けぬ民といふとも何とかして神の存在を證せざるは無し

四聖父。業に言へりし如く神は一の活る眞神のみなれども、斯る神の一體なる中に三位(三身)あり、父なる神を以て其第一なる者とす、按ずるに神の父たる事は猶太人も之を知らずにはあらざりしなり、即ちイザヤ曰く、エホバよ汝はわれらの父なり上古よりなんぢの御名をわれらの贖主といへり(賽六十三〇十六)マラキは問ふ、我儕の父は皆同一なるにあらずやわれらを造りし神は同一なるにあらずや(馬二〇十)亦た希臘人、羅馬人及び他の異教諸國民は「一切父」神々人々の父とてふ朦朧たる思想を懐けり聖パウロが「アテンス人にむかひて該國の一詩人の句——「我儕は其裔なり」を引きしときには此

事を認めたりしなり(行十七〇二十九)然しながら我儕の主イエスキリスト人性を御身に取たまひ我儕の爲に其聖血を流したまひし時に始めて我儕は神が我儕の父なることを眞箇に知れり、即ち神は皆だ我儕を造りたまひし故を以て若くは又我儕が彼に頼りて生きた動きまた在ると得るの故を以て(行十七〇二十八)我儕の父たるにはあらで我儕は御子と聯結せしに因りて神は我儕を其家眷に入れたまひ權をたまひて己の子となし(約一〇十二)「父とよぶ子たる者の靈を與へたまへ(羅八〇十五)るの故を以て然かるなり(羅八〇十

五)

五能はざる所無き。神は皆に父なるのみならず亦た能はざる所なき者即ち全能者なりとす、彼は一切の事をなすを得たまひて、誰も彼れの手をおさへて汝なんぞ然するやと言ことを得る者なし(但四〇三十五、伯四十二〇二)彼は一切の權力の本源、多福なる獨一無二の主權

者諸ての王の王、諸ての主の主にてましませり(提六〇十五)彼は萬物を統治排置し之を御意ごいのまゝに駕馭司理したまふ、彼はその寶座をもろくの天の上にかたく置ゑたまひ其政權せいけんはよろづのものうへにあるなり(詩百〇三篇十九)

六天地の造主。嘗て本信經の此箇條は只だ能はざる所無き神を信ずと言へるのみにて終りしが今や我儕は進んで神の全能たる一大證據を信ずることを公言せんとす、此の全能は是れ彼をして一切の虚神と異らしむるものなり、即ち聖詩人歌ふて曰く「もろもろの民のすべての神はことごとく虚しされどエホバはもろもろの天をつくりたまへり(詩九十六篇五)吾人の周圍に美觀たる森羅萬象——上なる天、下なる地及び地の下の水——は獨り自ら起りしに非ず又獨り自ら存立するに非ず、彼は其の無限の權力よりして其の御子に由り來一〇二其の御靈を以て(創一〇二)之を造りたまひ爾來常に其攝理を

以て之を保存したまふものとす、彼は日月星辰の運行を統轄し諸天使と大天使、セラビム及びセラビムの陪侍を命じたまふ(詩百三篇二十、二十一)彼は我儕の頭髮を悉く數へたまふ、彼なくば一羽の雀と雖も地に墮つること無し(太十〇三十九、三十、路二十一〇十八)

第三章

第二條 其の獨子我儕の主イエス、キリスト

一本信經の第二部 「我儕と萬物を造り玉ひし父なる神に於ける信仰の次に來るものを、其の獨子、我等の主イエス、キリスト」に於ける信仰とす、故に本信經の以下六條にては御子の身位、職掌、及び贖罪事業を説く

二イエス 茲に論ずべき第一點は三位一體中に於ける第二位が由て以て人間の中に人として知られたまひし恒久多福なる名なり、是を

イエスとなす、即ち彼は其降誕前天使ガブリエルより然か稱せられたり(路一〇三十一、太一〇二十一)又た彼れ割禮を受くるに當りて此の世の兩親も然か彼を呼び做せり(路二〇二十一)是れ希伯來語にして、モーセの勇敢なる同伴者バレンスタインの征服者の名ヨシユアと同一なりとす、彼(ヨシユア)は始めホセア即ち「救者」と呼ばれしが後にハエホシユア(ヨシユア)即ち「救主エホバ」或は「救エホバ」と呼ばれぬ(民十三〇十六、十四〇六、三十)希臘翻譯の聖書にてはヨシユアなる名を記すにイエスなる語を以てするを常とせり、故に新約聖書中に此の名用ひらるゝに至りぬ

三此の名の意味

天使ガブリエルヨセフに曰ひけるは、汝其の名をイ

エス(即ち救主)と名くべし蓋はその民を罪より救はんとすればなり

(太一〇二十一)と是即ち諸の名にまさる此名の意義とす(腓二〇九)第

一のヨシユアは唯だ人たりしのみにしてエホバの力に由てイスラ

エル人にカナンの諸國民を克服することを得せしめ、而してのち約束の地を其衆支派の中に分配せり然れどもイエスは直ちに神にして又救主にましませり(太一〇二十一—二十三)彼は自ら最高き天より降り、我儕の救主として罪と其力より我儕を救出し、死の權威をもてるもの即ち悪魔を滅ぼしたまへり(來二〇十四)斯くして今後其民を神の御前に伴ひ、彼等のために備へたる處を彼等に與へたまふべし(約十四〇二)

四キリスト

三一の神性中に於る第二位は唯にイエスと稱らるゝの

みならず亦キリストと稱へらる、是れ希臘語にして「受膏者の義、希伯來語のメツシヤ」即ち猶太人が其の待受けたる救主に世々代々蒙らせし稱號と同一なりとす(但九〇二十五、約一〇四十一)猶太人の中には人々膏を澁ぐの禮を以て嚴かに三つの職に任ぜられたり是即ち預言者の職、王者の職及び祭司の職なりき例之はアロンは膏そゝ

がれたる祭司なりき(出卅〇卅)エリシャは膏そゝがれたる預言者なりき(王上十九〇十六)サウルは膏そゝがれたる王なりき(母前十六〇一、十三)然しながらイエス、キリストの御身に於ては此三職合併せり是れ古來決して他にあらざりしところなり、實にメルキセデイクは王にして祭司なりき、ダビデは王にして預言者なりき然し乍ら膏そゝがれたる祭司、預言者、王者の三職を併せたる者はイエスを措て他に一人もある無し彼は其受洗の際に聖靈の膏を以て(路三〇二十二)祭司に任ぜられたりき是れ己を犠牲となして罪を除かんがためなりとす(來九〇二十六)彼は同じく預言者に任ぜられたり、是れ神の意旨を人に示さんがためなりとす(路四〇十八)彼は同じく王者に任ぜられたり是れヤコブの家を窮なく支配し其の主權を行ふて萬世にいたらんためなりとす(路一〇三十二、三十三)

五其獨子 然して恒久多福なる三位一體の第二位は唯にイエス、キリ

ストたるのみに止まらず神の獨子、或は獨り生みたまへる子にして一切の世の前に父より生れ其體質、本性、威嚴、權能悉く父と同一にてましますなり、是れ一大奧義なりとす但し顯然聖書中に公言せられし所のものなり聖約翰言はく、太初に道あり道は神と偕にあり道は即ち神なりき(約一〇一)彼又た語をつぎて曰く、道肉體と成て我儕の間に寄れり我儕其榮を見るに實に父の生たまへる獨子の榮にして恩寵と眞理に充てり(約一〇十四)神昔は多の區別をなし多の方をもて預言者により列祖に告給ひしがこの末の日には其子に託りて我儕に告げたまへり神は彼を立て、萬物の嗣とし且かれを以て諸の世界を造りたり彼は神の榮の光輝其の質の眞像にてましますなり

(來一〇一—三)

六我儕の主 加ふるに神の無始無終なる御子は我儕の主にてましますなり、主なる語は神の聖名にして希伯來語にてはエホバなる語を

もて言顯はしたるものなり、是れキリストの誕生の際に衆天使の明白に彼(キリスト)に當てしものなり、天使衆牧者等に曰けるは、それ今日ダビデの邑に於て救主生れたまへり、是主たるキリストなり(路二〇十一)然し乍ら是又た王或は主治者の稱號なり、此意義に於ては特別にキリストに當つるを得るものとす、蓋父は彼に委ぬるに人、天使及び一切の物の支配權を以てし、斯く彼は諸王の王、及び主の主となりたればなり、彼は我儕の性質を御身にとり玉ひ價をもて我儕を買ひたまひし(哥前六〇二十と來二〇十四、行二十〇二十八を參照せよ)故に永遠く我儕の主(主人)となりたまひ我儕は其の僕なりとす

第五章

第三條 即ち聖靈によりて孕みし處女マリアより生れ

一 成爲肉體 本信經は我儕の多福なる主の名及び職掌につき其の大

約を説きたれば今や進んで彼が人なる我儕のため我儕を救はん爲に行ひたまひし所且蒙りたまひし所、彼が尙ほ爲し續けたまふ所及び今後人類のために爲したまはん所を説んとす、第一に先づ彼の成爲肉體、即ち彼が人性を取りたまひし事を説く

二 救贖の約束 人類が其の始祖の愆に由り死と罪の俘擄となりしとき(羅五〇十二)婦人の裔蛇の頭を打碎き(創三〇十五)人に其の失へる後嗣の權を還し與へんどの事を約束せられたり、遂に期既に至るに及びて(加四〇四)神は其の造りたまひし人及び萬物(世界)に對する無限の愛を以て御子を遣はし自ら人性をとらせたまひき、御子もまた之と等しき無限の愛を以て自ら進んで己を卑くしたまひ人の身をとどりエンマヌエル(神我等と偕に在りてふ者)となりたまへり(太一〇二十三、腓二〇七、來二〇十四)

三 聖靈に由て孕まれ 然しながら人性の汚穢と腐敗はアダムの子孫

の常經を經て生るゝ人々に總て下り及ぶが故に至いとと聖者せいしやものが人類通常の方法を以て孕まるゝことは到底能ふべき事にあらざりしなり故に彼の元始に水面を覆ひをりて混沌の中より秩序を喚いだし死の中より生を喚いだせし聖靈せいれい創一〇二其神妙不可思議なる動作を以て無始無終なる子をして預言の語に基づき純潔なる處女の胎内に投ぜしめたり

四處女よつところマリアまりあより生れ

斯く靈妙に且つ特に恵まれたる謙厚なる處

女に路一〇二十八二十八をマリアまりあ或はミリアムみりあむと稱す彼はユダの王族及びダビデの血統より出でたり路一〇三十二、羅一〇三北パレンスタインに於ける一寒村ナザレなざれに住まをりし間に天使ガブリエルがぶりえる彼マリアに報じて曰けるは「聖靈せいれいなんぢに來るいんたかきもの至上者いさほひの大能たいのちなんぢを庇たもはん是故に爾が生むところの者は神の子と稱へらるべし路一〇三十五

五いマテレンまてれんへまに於て 斯く天より報ぜられたる不思議なる誕生は預

示せられし如く果してユダヤの一村ベテレンへまに於て起れり、彼處へ聖處女は羅馬帝アウグストの詔——羅馬全天下に租税を課し戸籍に登録すべしとの詔——路二〇二に依てナザレ村の一工匠なる其夫ヨセフよせふと偕ともにのぼりゆけり、彼等彼處にをりし間に彼の無始より以來先見せられありし大時刻到來せり處女産期うぶき満ちて茲に家子を生み之を布つみに裹つつまて槽うまに臥ふさせたり路二〇六、七

六い完かんきき神かみ及およびひ完かんきき人ひと 斯く一切の世の前に父と偕ともにありしキリストには大なる屈枉くつがうを以て甘んじて孕まれ生れたまひ我儕われらの拯救すくのためために此地このち上に寓住うきぢゆうひ始めたまへり、彼は尙ほ完かんきき神かみにして又た理性も肉體も偕ともに具備そなへたる完かんきき人ひととなりたまへり、彼は尙ほ至高いたかき神の御子みこにしてマリアの子イエスとなりたまひ智慧も齡も彌増いよぞり神と人ひととに益々愛せられたり、路二〇五十二

第五章

第四條

ポンテオ、ピラトの時苦楚を受け十字架に釘られ死して葬むられ

一彼は苦楚を受けたり。我儕人類の爲め又我儕拯救の爲めに無始無終の神子天より降りて人となりたまひしと已に明言したれば本信經は更に進んで同じく神妙なる事實——則ち彼がポンテオ、ピラトの時苦を受け十字架に釘られ死して葬られし事——に説き及ぶ

二彼の受苦は預言せられたり。即ち第一のアダムが罪を世に入れ、罪によりて死を來せし如く(羅五〇十二、十四)又た罪を犯せしことなく却りて之を除かんが爲めに來れる第二のアダムが苦を受けて死なん事は極初より多少明白に預言せられてありき(可九〇十二、彼前一〇十一)斯く最古の預言は婦の苗裔蛇の頭を碎かんと明言し併せて

又蛇彼れの踵を碎かんと説けり(創三〇十五)且又メツシヤの身位、職掌及び事業を預表せんため相次ぎて起りし預言者衆はメツシヤの勝利は此世の勝者の勝利の如くにあらざる事を暗示せりイザヤは「悲哀の人にして病患を知れる者の來らん事を預言し、彼がわれらの愆のために傷けられわれらの不義のために碎かれん事を預言し、彼がくるしめられんことを預言し、彼が屠場にひかる、羔羊の如くならんことを預言し、彼が其民のどがのためにうたれんことを預言せり(賽五十三〇三—十)セカリアも亦メツシヤの撃たれんことを預言し(亞十三〇七)ダビデは「地のもろもろの王はたちかまへ群伯はどもに議りエホバと其の受膏者にさからふこと」を描き出し(詩二〇一二)また人々互ひに彼の衣を分ち其したぎを鬩にすることを前言し(詩二十二〇十八)又「苦き草を彼がくひものにあたへ彼が渴けるときに醋を飲ませんこと」を前以て描き出せり(詩六十九〇二十一)

三 此預言應驗成就せり。此預言は實に應驗成就せり、即ち我儕の多福なる主はナザレの僻邑邊土に於て人となりたまひ(約一〇四十六)遂に其帶たる奇特なる愛の使に出たちたまへりヨルダンに於て其先驅者洗禮のヨハネより洗禮を受け(太三〇十五、十六、路三〇二十一、二十二)三年間パンステインの市邑村落を遍歴し古今未だ人の語りたることなき講談と譬話をもて御父の旨意を公言し自ら自然界に、靈界に病に死に打勝てることを證明したまひき、但し彼れ己の國に來りしに其民之を接ざりき(約一〇十一)彼は善をなしつゝ、遍歴せしかども其の寒門子たりしたため藐視られ、棄てらるゝに至りぬ(太十三〇五十五—五十七)國の主治者等は彼を惡み之を殺さんと欲せり、其の直弟子衆の一人彼を賣れり、遂に罪人として、また自ら神子となせしを以て死罪に相當するものとして羅馬國屬のユダヤ總督ポンテオ、ピラトの前にひかれたり(約十九〇七)

四 ポンテオピラトの時に苦を受け。此聖者ピラトの法廷に携へられし時にピラトは彼を審問し又た彼に對する訴をたゞし三たび「我は斯人に罪あるを見ず」と明言せり(約十八〇三十八)ピラト彼を罪なしと言ひたれども又其事の表號として手を洗ひたれども又祭司長と方伯が彼をわたせしは媚嫉に由るとは知りしかども(太二十七〇十八)之を放つことをばなさいりき、彼を訴へたる者どもの喧囂に制せられてピラトは先づ彼を鞭てどの命令を與へたり、此痛き怖ろしき罰を聖者は蒙りたまへりピラトの兵卒は其平素の嚴刻を以て此命令を實行し虐き鞭撻を彼に蒙らせしことを以て満足せず、羣を其右の手に持せ之を嘲弄して「ユダヤ人の王安かれ」と言ひ羣を以て之を打ち其面に唾きし言ふに忍びざる多くの惡口を之に加へたり(太二十七〇二十八—三十、可十五〇十八、十九、約十九〇二を見よ)

五 十字架に釘られ。此怖しき苦を半句の怨言もなしに忍びたまひし

かども猶太人は毫しも之を憫むの情を催ふさうりき却りて十字架につけよ、十字架につけよと喊叫いふ(約十九〇六)暫くの間はピラトも狐疑しをりしが遂に民の權を取らんとして(可十五〇十五)此聖者を百夫長及び一隊の兵卒に交せり、是に於て兵卒は彼を府外なるゴルゴタ—髑髏の處—と名くる地に曳き出し(太二十七〇三十三)彼の衣を褫ぎ其の手足を十字架に打釘け其の首の上には、是はエダヤ人の王イエスなりとの罪標をかゝけ二人の盜賊—一人は右一人は左—の間にて斯く彼を十字架に磔殺し了はりぬ(太二十七〇三十七、三十八)

六死し。ニクヤ信經には、ポンテオ、ピラトの時十字架に釘られ苦楚を受けとあり、古き信經の或者に於ても亦然り、然れども使徒信經にては之に加ふるに「死し」と云ふ文字を以てし彼が眞に十字架に死したまひしことを明かにす是れキリストの死は眞に非ず只外見のみな

りと主張する人々の妄見を破らんために加へしものとす但し彼が眞に死せし事は福音書中に明言せられあるなり、福音書によるに、彼れ十字架にかゝれること凡そ六時ばかり—即ち朝の九時より午後三時まで—にして後、大聲に呼はり父よ我靈を爾の手に托くと云ひて氣絶ゆ(路二十三〇四十六)是れ其靈が其躰より離れしことを謂ふなり而して靈と躰との分離は即ち死なるが故に是彼が人たるだけは死せしことを謂ふなり、且又エダヤの宰等の請によりてピラトが此のために遣はせし兵卒等ゴルゴタに來りし時に盜賊二人の脛を折れり然してイエスの體のもとに來りて見しに彼は既に死にをりぬ(約十九〇三十三)故に兵卒は彼の躰の骨の一をも折らざり然れども兵卒中の一人其の鎗を脅に刺し斯く是一つにても死を引おこすに十分なるが如き傷をつけたり、是に於て直に血と水流れ出でぬ(約十九〇三十四)斯く血と水の離れたることは彼れの眞に死せし

を示すものとす、

七葬むらられ。彼眞に死せしが如く亦眞に葬むらられたり即ち福音書中に述ぶる所に依るに救主死たりとの報尙未だピラトの耳に達せざりし前にサンヒドリム(猶太國の議會)の議員なる一富人アリマテアのヨセフといへるイエスの隠然たる弟子臆せず代官ピラトの許に到りて救贖者の御體を己れに與へられんことを願へり(可十五〇四十三)是に於てピラトは磔刑場に臨みし百夫長に彼れ眞に死せしや否なやを問ひ其言上せし所を聞きて満足し之を承諾せり頓て細布ヒネを買ひもとめニコデモが没藥と蘆薈をまぜて凡そ百斤ばかり携へ來れるに打連れだちて(約十九〇三十九)共にゴルゴタに至りぬ彼等彼處に着して聖體を十字架より取おろし之を布に裹つみ没藥と蘆薈を其布に散布し而して之をヨセフが磔殺場の近傍に有てる園の中に石灰石を穿ちて造りおきし新しき墓に移しマクダラのマリヤ及び

其他の聖婦人の前に於て屍を奠たまめ大石を其入口にまろばして立去りぬ(太二十七〇六十、可十五〇四十六、路二十三〇五十三)

第六章

第五條 陰府に下り三日目に死人の中より甦へり

一陰府ハドに下り。斯く聖者は御身にかゝはれる預言(太十二〇四十四)に循ひて眞に葬られ葬らるゝに當りて富る者と共になりたまへり(賽五十三〇九)今や本信經は進んで彼が其死の際に父の手に託たくけたる其靈魂は如何になりしかを言ひ(路二十三〇四十六)此靈魂を以て彼が陰府に下りたまひしことを説く

二茲に用ひたる陰府なる語は希臘語のハイデースに當るものとす此語(ハイデース)の字義は掩はれて見えざる處を謂ふ是れ苛責の處を指すに非ず(是を指すには常に他の希臘語用ひらる)して世を去れ

る靈魂の居る處を謂ふなり

三聖書上の證據 我儕の主がヘイテリス(陰府)に下りたまひしことは悔悟せる罪囚(盜賊)に語りたまへる主自身の語——誠に我なんぢに告げん今日なんぢは我と偕に樂園パラダイスにをるべし(路廿三〇四十三)——よりして明白なりとす、諸バラムニス或はエアンの園はエダヤ人がヘイテリスの一部分即ち多福者ゆきまらひものの亡靈が其の中間の有様にて止まる處に當てたる名稱なり且又聖ペテロはペンテコステの日に猶太人にむかひ詩第十六篇——汝我がたましひを陰府にすておきたまはずなんぢの聖者を朽しめたまはず——を引用して明言すらく詩人が彼れの靈魂たましひは陰府よみに遺ておかれず亦た彼れの肉體も朽果てずといひしはキリストの甦よみがへりを言ひしものなりと(行二〇二十五—三十一)されば是等の箇所よりして吾人は推斷す凡そ人類の死する時に其身體は墓に葬むられ其靈魂は飛で靈界に往くが如く吾儕の主も

また人類に正當なる死の要件を成就たかさんために彼處に下りたまひし也と

四〇三日目 以上に説きし如く我儕の主の御躰は猶太の安息日の前日即ち金曜の晩方に墓に葬られ金曜日の夜と土曜日と土曜日の夜とここに止まりぬ、然るに七日の首日——主の日(黙一〇十)——の朝はやくマクダラのマリヤ及び其他の信女輩香料をイエスの躰にぬらんとて墓に赴き(路廿四〇一)誰か墓の入口なる巨石をまろばしく、れん者ぞなど言あへる間に其脚の下なる地ゆりうごき一箇の天使下りて夫の石をまろばして其上に坐りぬ

五〇死人の中より甦よみがへりへり 是等の奇まじしき出來事に如何はせんかと惑ひしかども婦人たちは尙も進みよりて窺のぞひしに唯に石のまろばし去られてありし而已ならず墓もまた空なりき(路加二十四〇三)彼等駭おそき怖れて立とどまりをりしかば天使かれらに告て汝等の主は已に

甦いがへりたりと言ひ(路加二十四〇五六)往て此の喜ばしき話を主の弟子たちに語れど諭しぬ彼等懼と喜ともも満ちて使徒たちの許とに奔ゆきしに使徒たちは此の報道を直ちに信ぜずして却つて之を虚誕のみと見做しぬ(路加二十四〇十一)但し彼等は忽ち天使の報知の眞實なることをさとりぬ彼等の主は實に甦へり、彼等は四十日間時々主を見奉つることをゆるされたり、甞に別々に見たてまつりし而已ならず尙又相共に見たてまつれり、唯だ夜而已に非ず晝も見たてまつれり、彼等は唯に彼を見しのみならず亦た彼に觸ふり、彼どももに相語り、食を共にし其の御身を審しらべ以て其實に甦へり、墓の勝服者として顯はれ來りたまひしことを曉りぬ

六聖書にいたがひて 斯く吾儕の主は預言者の預示せしが如く亦彼自ら預言したまひし如く(太十六〇二十一、廿七〇二十二、二十三、三三日)目に甦へりたまへり、其使徒衆も(行一〇三)其敵も(太廿八〇十一—十

五)天使も(路十四〇四—七)皆な此事實を證明せり、最も古き時よりして彼の復活は信經の一箇條を成せり、蓋し是れ基督教信仰の拱心石(首石)たればなり、是れ彼が神たること(羅一〇四、約十〇八)の最も明かなる證據なりとす、是れ彼が十字架上にて獻げたる犠牲の嘉納うけいれられたる記印なりとす(羅四〇廿五、哥前十五〇五十六、五十七)是れ我儕の復活の保證なりとす(哥前十五〇二十一—二十二)是れ現世に於ては恩恵の源にして來世に係はりては吾儕が一切の望と安心の源なりとす

第七章

第六條 天にのぼりたまひ能はざる所なき父なる神の右に坐し、

一〇四〇日 榮光ある復活をなしたまひて後四十日間我儕の主は此

地上に止まりたまへり(行一〇三)其間に彼は時々其の使徒等にあらはれて己れの死と之を前表せし預言とを會得せしめ彼等に教ふるに其御國の事を以てし(行一〇三)行きて萬國の民にバプテスマを施し之を父と子と聖靈の名に入て弟子とせよとの最後の命令を與へたまへり(太廿八〇十九、二十)

二橄欖山に到る。遂に此の嚴かなる時期も終りを告げければ使徒衆は多分主御自身より諭されてか或はペンテコステ(五旬節祭)の近きしに接してかガリラヤを去りてエルサレムに歸りぬ彼處にて彼等は今一度其甦へれる主を見たてまつり、其聖靈を以てバプテスマを施こされ上より權力を授けらるゝまでエルサレムに止まれとの最後の命を主より受けたり(行一〇五、路二十四〇四十九)終に主は一日彼等に向ひてベタニアと橄欖山へ赴く路を我に従ひ來れと命じたまへり(路廿四〇五十、行一〇十二)時に彼等は何か奇しき事の起るな

らんと信じ又主今こそ遂に其の長らく望まれたる王位を踐み始めたまふなれと思ひければ、主よ爾いま國をイスラエルに還さんとしたまふかと問へり、然しながら此問は嚴かに打消されをばりぬ、父神が其權にて定めたまへる時また期は彼等が知るべき所に非ず、彼等がなすべき事はエルサレム、ユダヤ全國、サマリア及び地の極にまで、其の主の證人となることなりき(行一〇六—八)

三天にのぼり。斯の如く打語りつゝ、彼等は主に従ひてベタニアの邊に赴むき橄欖山の東腹にて該村の上に聳え臨める高岡の一に到りぬ此處にて彼等は主より最後の莊重にして恒久なる祝福を受けしが主なほ祝福のため手をおげぬたまへる間に(路加二十四〇五十)一奇絶なる變化こそ起りたれ、彼は其固有の神たる力を以て彼等を離れて飛び去らんとしたまひ雲の來るに乗りて橄欖山より飄然として騰りたまひ天に高く擧げられて見えざなりたまへり(路廿四〇

五十一行一〇九十一人の使徒等は久しく天を仰ぎて主の段々に遠かりて見えざるまで立をりぬ(行一〇十)時に白衣を着たる二箇の天使ありて彼等に告げて曰らく「ガリヤヤ人よ何故に天を仰ぎて立るや爾曹を離れて天に擧られし此イエスは爾曹が彼れの天に昇るを見たる其如く亦きたらん(行一〇十一)」

四復活と昇天。その差異は甚だ著し、正に何時主は甦らされしか、甦りたまひし時には如何に見えませしか、何人も之を知らず是れ何人も之を見ざりしが故なり、然れども天に昇りたまひし時には是人をして彼が其の世界の未だ有らざりし前に父神と同在せしと等しき福なる住家に(約十七〇五)還へり昇りたまひし事を明に見るを得せしむること極めて肝要なりければ主は許多の見證人の前にて地を離れて昇りたまへり、然かのぼりたまふに當りても神の取りてあらずなりにし彼のエノク(創五〇二十四)の如く人知れず急には去りた

まはす又エリアの天にのぼりし時のごとくに火の車や火の馬(王下二〇十一)をもてせず却て何の華麗莊嚴をも借らずして徐々(きん)とのぼりたまひしこと宛(ま)がら其地上に於ける神妙なる生活が自然の終焉を告げたる者の如くなりき

五神の右に坐し。斯くダビデの預言せし如く聖者は高處にのぼり(詩六十八)篇十者(こ)をとりこにしてひきみ人より禮物を受けたまひぬ(時六十八)篇十八弗四〇八)斯く彼は其の榮光に入りたまひ贖はれたる人性を帯びて諸の天の上に超え出で(弗四〇十)神の御前にのぼり、宇宙にては地位に於ても最も挺んで性質に於ても最も聖にして、威嚴に於ても最も卓越なる處、天上の神殿に於ても最も聖なる所に入りたまへり、此事を説きはりたれば本信經は更に進んで彼が天に於て爲したまふ所の事を説けり即ち曰く能はざる所なき神の右に坐したまふと諸神は、靈なれば人の如くに手を具したまはざるなり、されば神の右

に坐すとは左の如く解釋するを要す——我儕の主は今諸々の天の中にて最大の榮譽と至高の威嚴及び完全圓滿なる幸福を有てる地位を占めたまふ而して神は彼に與ふるに最も大なる權能、恩寵及び幸福を以てしたまへり

六我儕の祭司として。但し我等の主が神の右に坐したまふとは主が彼處に手を束ねて安居したまふとの意を含む者と謂ふ可からず彼は至高の諸天に於てメルキセデクに由りて預表されたる祭司と王の二重の職を執り行ひたまふ(來三〇一七〇二十一)ニダヤの祭司長が毎年一回大贖罪日に種々なる牲畜の血を携へて至聖所に入りて之を贖罪所の上に灑ぎしが如く(利十六〇十五)亦我等の祭司長キリストも其聖血を以て眞箇の至聖所に入りたまひ(來九〇十二)神と面接して其の犠牲の功德を以て我儕のために仲保したまふ(羅八〇三十四)是れ彼は其の榮光盛んなる天に於ても尙此地にて習ひし人類

の弱處および人間の苦患をば盡く十分に感じたまひ其の完全の愛心、知識および同情よりして自ら我儕人類の辯護者として尙我等のために仲保をなしたまふ而して彼れの仲保に由り我等の祈禱は恩惠の寶座に上りて彼處に嘉納せらる(來四〇十四、七〇二十五、約翰一書二〇一、三、黙八〇三、四)

七我儕の王として。唯に彼は我等の大祭司長(來四〇十四)としてのみならず諸の王の王もろもろの主として神の右に座したまふ(來一〇八、九)彼處にて彼は無限の知識と智慧とを以て宇宙の運命、殊に贖はれたる人々の運命を指導したまふ、吾等の如く遲速を算ふるものには徐ろにはあれども又極めて確かに彼は萬物を其定まれる目的にむかひて指揮しつゝあり、又己れの人民の治理と保護とのために天地の衆力を用ひつゝありたまふもつとも我等は未だ萬物の彼に服せしを見ざれども(來二〇八)彼は之をなすの力を有ちたまへば

必らず萬物を己れに服はせたまはん(腓三〇二十一)而して時至るに及びては最後の敵たる死すらも滅ぼさるべし(哥前十五〇二十六)而して一切の受造物が待つゝありし大勝利終に全く獲らるべし、

第八章

第七條

彼處より生る人と死せし人を裁判せんがために來

一彼處より來りたまふ

我等の主此地上に在せしときに唯だ己れの天にのぼりたまふことを公言せしのみならず(約六〇六十二)尙亦彼處より再び臨りたまふことを公言したまへり或時は種々なる譬喩を以て之を述べたまへり即ち主人が其家に歸へるの譬喩(太二十四〇四十五)五十一)或は貴人が遠國より歸り來るの譬喩(路十九〇十二)二十七)或ひは新郎が其新婦を迎へに來るの譬喩(太二十五〇一

十三)を以てしたまひ、或時は判然と之を公言し給へり即ち其弟子に告げて曰はく、我爾曹のために處を備へに往く、又來りて爾曹を我に納べし(約十四〇二三)亦エダヤの主治者に宣言したまはく、人の子大權の右に坐し天の雲に乗りて來るを爾曹見るべし(太二十六〇六十四)是れ彼の再來を指せるものとす、斯く亦天使も昇天の際に使徒衆に見はれて明言すらく、汝等を離れて天に擧げられし此のイエスは、爾曹が彼れの天に昇るを見たる其如く亦來らん(行一〇十一)

二裁判せんが爲め、然し、救主の第二の降生は其第一の降生の如く、大なる屈枉をもてしたまはず其聖天使をひきゐて地に於て審判を執行せんがために、榮光ある威嚴をもて來りたまふ者とす、是れ主自ら明言せし所に係る、云く、それ父は誰をも鞠かず審判は凡て子に委ねたり、人の子たるに因て之に審判するの權威を賜へり(約五〇

二十六二十七斯くの如く使徒パウロもアレキサンダリアにてアラムス
人に告げて云はく「神すでに其立てし所の人により義をもて世を鞫
くべき日を定めたまへり」(行十七〇三十一を羅二〇十六と参照せよ)
三生ける人と死せし人。此審判の性質につきては是れ生者と死者と
にひとしく及ぶ者なることを示さる。即ち是れ該日に生きざるもの
及び該日の來らざる前に既に死ぬる者にも及ぶものとす。聖パウロ
ラモラに書おくりて言ふ我れ神の前ちよび顯るゝときその時に於
て生ける者と死ぬる者どを審判するキリストイエスの前にて爾に
求む(提摩太後書四〇一)聖ペテロ俗信徒の事を書きて曰く「彼等は生
る者と死ぬる者を鞫かんと備を爲しをる者に己れの事を陳べん」(彼
得前書四〇五)そは我儕ことごとく寝る(即ち死の寝り)をに非ず我儕
みな末の鐘の鳴らんとし忽ち瞬息間に化せん(哥前十五〇五十一)死
にしもの大と小との別なく皆キリストの公堂に立つべし(黙二十〇

三十六

四其行に因て審判せらる。亦此審判は人々の思想(哥前四〇五)と言(太
十二〇三十六)と行(黙二十〇十三)に及ぶものとす。萬國民を其時己が
前に集へたまふべき(太二十五〇三十二)キリストは人の心の中を知
りたまへばなり(約二〇二十五)彼は幽暗にある隠れたる情を照し心
の計謀を顯はさん(哥前四〇五)彼は善にもあれ悪にもあれ各々の身
に於てなししことをば精密に調査さん(哥後五〇十)而して千萬無量
の結果(量り知れぬほど)大切なる結果(彼の宣告より出づるものとす)
即ち悪を行へる者等は窮なき刑罰に入り義者は窮なき生命に入れ
ばなり(太二十五〇四十六)

五審判者。然れば此大なる怖しき日に於て審判を爲したまふ者は其
雲に乗りて來るをダニエルが見し者に外ならじ(但七〇十三、十四)抑
も審判の權能は全能なる神(我儕は此神の造り物にして其僕なりと

すに屬するものにして決して離すべからざるものなりとは雖も神は此權力を其子に委ねたまひしなり(約五〇二十七)聖書の黙示は凡て暗々裏に教へて云ふ未來の審判は滿天下人の面前耳邊に於て天使と人衆との前にて整然公然また最も肅然たる様態にて執行せらるべしと然しながら神の榮光赫灼たる御顔をば人類之を見るに勝へず神は光明の中に住みたまひて誰れも之に近づくを得せず故に曰く「人いまだ之を見しことあらず又見ること能はざるなり」と(提摩太前書六〇十六)神またモーセに宣はく「汝は我面を見ること能はず我を見て生る人あざればなり」と(出三十三〇二十)是を以て古來神を其の受造物に「彰はせし者は只御父神の懷にまします獨子のみ(約一〇十八)故に神は人類の一統終極の大審判を彼(御獨子)に委任したまへり」彼は我儕を救ふに必要な事をことごとく「く人性に於て成し就げたまひし如く我等を治め且惠まんために人性に於て神の右に

高められたまひし如く亦我儕を審判せんがため人性をもて顯はれたまはん

六彼は人の子たるの故を以て神之を吾等の審判者に定たまへり(約五〇二十七)此の高き職任を盡すためにキリストは他人にあり能はぬ否な至高なる大天使にもありあはぬ若干の性質を兼備したまふ蓋し福音書の記事により確實なるが如く彼は唯に我儕の贖主にして飽までも義を守り永なへに正を愛したまふのみならず唯に人々の心腹腎腸をさぐるの神力を具へたまひて天下古今の出來事として一も知らざるはなく毎事毎件其是非曲直を見わけたまふこと明鏡をかけて妍媸を照すが如くなるのみならず亦彼只獨り其嘗て實際に人生を経験せしに因て人事を體恤すべき中和の精神を有ちたまへばなり此精神たるや公平の裁判を行ひて寛猛宜きを得んために極めて必要な者とす

七要領 是れまで説き來れる者を即ち基督教信仰の第二段となす
 エス、キリストの贖罪事業に係はる一切の話其成肉體の事、ポンテオ
 ピラトの時苦楚を受けたまひし事、死にたまひし事、葬られたまひし
 事、陰府に下りたまひし事、三日目に甦へりたまひし事、天に昇りたま
 ひし事、神の右に坐したまふ事、又生ける人と死せし人を審判せんが
 ために來りたまはん事悉く此中に載せてあるなり

第九章

第八條 我は聖靈を信ず

一我は...信ず 我儕と萬物を造りたまひし父なる神および我と凡
 ての人類を贖ひたまへる子なる神を信ずる事を既に言ひ顯はした
 れば今は進んで我儕と都て擇みたまへる神の民を聖めたまふ聖靈
 なる神を信ずることを公言す、本條の初には本信經の初めに用ひた

る「我は信ず」なる語を用ゆ是れ御子と其救贖の事業とに關はる許多
 の事柄ありて間にはさまりたるが故なり

二我は聖靈を信ず (或は聖神を信ず)とは即ち是れ信經の第八條なり
 とす、ニケヤ信經にては一層精はしく言顯はさる、即ち曰く「我は聖靈
 なる主、命の與へ主、父と子より出で父と共に拜み崇められ預言者に
 よりて言ひたまひし主を信ず」

三聖靈は一箇の有心的身位なり 吾儕は此等の語を以て聖靈は一種
 の徳又は賜物に非ずして一箇の有心的身位なることを言ひ顯はす、
 是れ聖書より證明することを得べし、例之ば我等の多福なる主は彼
 (聖靈)を「訓慰師」と呼びたまふ(約十六〇七)彼は人々の處に「來ると言は
 れ(約十六〇七)人々に物言ふ」と言はれ(行十〇十九、二十、十三〇二)人々
 をして其命せし所を行はしむと言はれ(行十三〇二、四)人々に物を賜
 ふと言はれ(哥前十二〇八—十一)人々のために「祈ると言はれ(羅八〇

二十六人々を愛すと言はれ(羅十五〇三十)人々の行爲に由て愛へしめらるると言はる(弗四〇三十)是等の句は彼(聖靈)が有心的身位なる事を指明す

四父と子より出づ

且聖書には常に神子の事を父より生ると言へる如く又聖靈のことを父と子より發出すと言ふ彼は父より出でたまふ即ち彼は父の靈と呼ばれ(太十〇二十)父の遣はす者と記され(約十四〇二十六)父の與ふる所と記され(約十四〇十六)特に又父より出づと明言せらる(約十五〇廿六)又彼は御子よりも出づ即ち彼は、キリストの靈と稱せられ(羅八〇九)加拉四〇六彼は御子に遣はさると記され(約十五〇廿六)御子に與へらると記るさる(約二十〇二十二)

五聖靈は神なり

聖靈は父と子より出づる者なるが又其の體質、威嚴、榮光に於ても彼等(父と子)と同一なる眞の無始無終なる神にてましますなり、聖書には神の特有性を以て聖靈にも亦た屬するものとな

す、彼は永遠無窮なる者なり(來九〇十四)彼は全知なる者なり(哥前二〇十)彼は全能なる者なり(路加一〇三十五)彼は天地創造の際に於て御子と偕にせり(創一〇二)彼は神の奧義を知る(哥前二〇十、十一)彼に對して罪を犯すことは神に對して罪を犯すなり(行五〇三、四)吾儕は洗禮を受けて彼の名に入れられたり(太二十八〇十九)是を以て彼はニケア信經中にて眞に主即ちエホバと稱せらる

六生命の賜予者

然しニケア信經は唯に彼を主と稱ふるのみならずまた、生命の與へ主と稱ふ世界創造の時において神の靈水の面を覆ひたり(創一〇二)而して混沌の中より此の燦然たる秩序を喚いだし死より生を喚出しぬ、又世界の改造に於て主が墓に打勝ち甦へりしは是れ聖靈に由て生かされたるなりと言はる(彼前三〇十八)且彼は智力上の生命を造る者又予ふる者なり一切の不思議なる智慧と知識は彼に歸せらる(出埃三十一〇三、哥前十二〇八)上古に彼は預言者

によりて言ひ給ひき預言者たちは其の聖靈に感動せらるゝまゝに書きぬ(彼後一〇二十一)彼はペンテコステの日に大風の如く天より使徒等の上に降注し(行二〇二)彼等を教へ、一切の真理に導き許多の方言を話すの賜を授け熱心に絶えず福音を萬國民に傳ふるの勇氣を與へたまひ後に彼は彼等と其設立せし諸教會に種々の賜物—智慧の言、知識の言、信仰、病を醫すの能、異能を行ふの力、預言する能、靈を辨ふる能、多くの方言を言ふ能、許多の方言を譯するの能等を心のまゝに頒與へて(哥前十二〇六—十一)之を強うしたまへり

七聖善の靈性 彼は唯に生命の賜予者と稱へらるゝのみならず「聖靈」即ち聖潔の靈(聖善の靈性、羅一〇四)と呼ばる而して吾儕は其中心不聖不潔なるものなり然るに人若し聖からざれば神を見ること能はず(來十二〇十四)故に彼は吾等に聖潔なる欲望を注入し吾等を鼓舞して善良なる希圖に志ざしむ(弗五〇九)彼は吾儕をして真理と聖

善に傾くの心を先づ起さしめたまふ(加拉太五〇二十二、二十三)彼は我等を導きて善心を懐かしめ已に善心を懐けば其人々の心の中に働きたまふ(羅八〇十四)彼は吾等をして悔改に立返らせたまふ(來六〇六)されば若し吾儕故意に罪を犯し以て其の恩慈の感化力を拒阻むことなくなれば彼は我儕を始めとして凡て神の撰民即ち基督教會の會員(肢體)を悉く聖潔めたまふなり

八聖靈は慰藉者なり 最後に慰藉者或は「整強者」として聖靈は吾等を懷疑、艱難、苦患等の中に支持し、信念に根柢する歡樂と安心を吾儕の心中に起し、我儕の荏弱を助くるを以て其職掌とし又我等は祈るべき所を知らざる者なるが故に吾儕の辨證者として吾等のために祈ることを務む(羅八〇二十六)彼は常に吾等の心中に其の感化力を施さんと待設けたまへば我儕の宜く務むべき所は之を歓迎して速に吾等の心に入らしむるに在り、彼が吾儕の良心を以て語りたまふ御

聲に小心翼々と耳を傾むくるに在り、彼が我等の衷に燃す神光を「熄」し、亦た彼が我等を聖潔なる行爲と思想に鼓舞するを拒み、撒前五〇十九若しくは彼が我等の靈魂の宮に住んと欲するとき之を憂ひしむる(弗四〇三十)等のことを慎むに在りとす、神恩の各方法手段を着々と用ひつゝ我儕の心中における聖靈の慈恩業、感化力等を長養し、彼(聖靈)をして萬の事に於て我等の心を導き治めしめん事もまた是れ吾等の宜く務むべき所なりとす

第十章

第九條 普き聖公會、聖徒の親交

第一篇 普き聖公會

一 聖公會 前條に於ては聖靈を信ずることを言顯はせり、彼が特異の職掌は「吾儕」と都て撰みたまひし神の民を聖むるにありとす、撰みたまひし神の民は上にも説けるが如く全世界に於ける基督教會の一切の會員(肢體)を包含す故に本條にては自然聖靈の大運動地たる此教會に論じ進めり茲に之を定解して「聖且公」なる者となす

二 此語の意義 茲に「公會」即ち教會と譯せし語は希臘語にては之を「エックレンシヤ」(Ekklesia)と云ふ此語は元と「アテンス」に於て立法員として群民の中より號報使を以て召集したる人々の議會を謂へる者なりき而して是は舊約書中にて屢々集會又は團躰の意味にて「イスラエル」全國民を謂ふに用ゐらる、是れ「イスラエル」國民は神の唯一なることを證する者とならんため神の律法を保全せんため救贖の望を「活存せんため正義と聖潔を躰して世を度る人民の模範を示さんため」に自餘の世民中より特に神命を以て召集せられし者なればなり

三 教會の創立 吾儕の主其教會を設立せんとの御趣意を公言せしとき(太十六〇十八、十八〇十七)此「エックレンシヤ」即ち團躰なる語を用ひ

たまへり、其最後の命令にて彼は之が會員を單に猶太人民の如き一國民の中よりのみならず徧く滿天下の人衆の中より招かんことを其使徒たちに命じたまへり(太二十八〇十九、二十)是に於て彼れの教會は聖靈の降注後使徒ペテロの説教によりペンテコスタの日に設立せられ三千有餘の生靈(信者)を有するに至りぬ(行二〇四十一)四教會の増大。教會は其初は主の比べたまひし芥種かいらんの如く小さかりしかども漸々にエルサレムよりサマリア及びガリラヤに廣まり其處より遂に世界の極きまにまで廣がりぬ、其四方に廣がるに當りてや教會といふ語は時として其信仰も望もパプアスマも一なりし基督教徒の全躰に當てられ(弗四〇四、五)時としてはエルサレム(行八〇一)の如き、アンテオケ(同十三〇一)の如き、エペソ(同二十〇十七)の如き、コリント(哥前一〇二、黙二〇三)を比較せよ)の如き特別の一府若しくは一州における基督教徒の一團躰に當てられ、時としてはプリスキラと

アクラ(羅馬十六〇五)の家の如き、ヌパス或はピレモン(門二節)の家の如き一私人の宅に集り若くは之に住へる一群の基督教徒に當てられたり、

五 然らば使徒信經中に言へる教會(所謂聖公會)はキリストが其使徒衆の説教を以て自餘の世民中より召集せし一社會即ち信者の團躰を謂へるものにして彼は之かしこが首なりとす、是れ己れの血を以て買ひたましものなればなり(行二十〇二十八)彼は常に救はるゝものごとく、之かしこが中に加へたまふ(行二〇四十七)之に對しては彼かしこキリストかしこが圓滿具足せる約束ある爲に陰府の門も勝つ能はず(太十六〇十八)是れ已かしこにありて、今かしこもあり、日月のあらん限り、今後かしこもあるものトす

六 聖かしこ。本信經にてはキリストの教會を呼びて「聖」となす、按ずるに是れ其會員たる信徒が一人ものこらず悉く聖なるが故に然か稱ふるに非ず何となれば此世に於ては稗子常に麥の中に混ざればなり(太十

三〇二十四—三十其聖なるは左の二箇の重なる理由によるものとす、(一)其創立者につきて言へば聖なり、(二)其建られたる目的につきて言ふも亦然る者とす、是れ其創立者につきて然か聖なり如何となれば教會は聖者たるキリストより起りキリストに連なり(弗五〇二十九—三十二)キリストより生命を受け(約十五〇五)キリストに治められ(來三〇九)聖者たるキリストの妙體としてあればなり(哥一〇二十四)行三〇十四亦是れ其設立の目的につきて然か聖なり如何となれば是れ惡を止むるため及び聖潔の模楷を示して世に之(聖潔)を起し之を増すため(哥前一〇二)提摩太後書一〇九、またキリストの榮光を顯はす人々の一社會を形づくらん爲に建設せられたるものなればなり、此のキリストは、彼等を召して幽暗より出し其異光に入れたまひし者なり(彼前二〇九)

七公(即ち禱文に所謂普) 然し乍ら本信經にては教會を只「聖」と稱ふる

而已ならず又公なる(即ち普き)ものと稱す、勿論此語は聖書には何處にも見出すこと能はず但最古代の基督教記者が用ひたる所にては是れ「一統」即ち、全人類に及ぶの義なり、猶太教會は然るものにては非らざりき是唯一國民より成立しのみ其犠牲は只エルサレムといふ一處に於て只一箇の殿堂に在て獻祭するを得しのみ然るに我等の多福なる主は其の使徒等に命じて言ひたまはく「萬國に行き」(可十六〇十五)而して「我が教會に諸族、諸音、諸民を集めよ」と(黙五〇九)行十〇三十四、三十五等を比較せよ、是れに由て觀れば、何處にもあれ神の純粹正確なる語を宣へ基督の設けたまひし法に循ひて正しくサクラメントを執行する信者の團躰は即ち是れ一の公(或は一統なる)教會なりとすキリストは之れが頭首にてましますなりキリストが之を設けたまへる目的たるや之をして一箇の人民若くは一箇の國民に限る無しに徧く萬國民の中に弘まらしめ天下萬世に傳はらしめ

んとするにありき、
 八地上に於ける戦闘教會。然れば吾人此の必死の生命を存らふる間
 は其自然の態として、教會の聖善は尙ほ未だ完全圓滿ならざる者
 ず、全世界に散布せる基督教徒の社會は一種の戦闘教會を形成す之
 が天職は常に罪惡と闘ふにあり、但し最終の日に於ては是れ勝利の
 教會となり、圓滿極成せる無辜至聖の衣を着すること恰も純雪白無
 玷無汚の衣裳を纏へる如くならん而して己れの血を以て之を買ひ
 たまひし基督は點汚なく皺なく凡て斯の如き類なくして聖にして
 瑕なき榮光ある教會を己れの前に建てたまふべし(弗五〇二十五—
 二十七)

第二篇 聖徒の親交

一 基督教會に於ける 四大特權の第一なるものを聖徒の親交となす、
 此句は西部信經に新たに加へられたる若干の箇條の一つなり、然し

乍ら之が中に含まれたる真理の確實なるに於ては決して他に譲ら
 ざる者とする

二 聖徒 聖徒(聖なる人々)といふ語をば新約書の中にて屢々之を一府
 もしくは一地方に於ける基督教徒の全體に當たること恰もイスラ
 エルの人民全體を預言者が聖民——即ち自餘の世人より別たれて神
 の供役に委ねられたる民——と稱へたるが如し斯くの如く聖書に記
 して曰はく使徒ペテロ、遍く諸方の地を経てルツダに住める聖徒、の
 もとにいたれり(行傳九〇三十二)斯の如く又聖パウロはエルサレム
 の貧き聖徒のために金を集むと言ひ(行十五〇二十六)アカヤにある
 凡ての聖徒に書おくると言ひ(哥後一〇一)又エペソ(弗一〇一)及びピ
 リピ(ピリピ一〇一)のキリスト、イエスにある一切の聖徒に書おくる
 とも言ふ、斯の如く使徒ユダもまた聖徒が一たび傳へられし信仰の
 道のために戦かへと言ふ(猶太書三節)是等の文にありては孰れも此

稱號は凡てキリストを信ずることを公言せる者——聖潔の生活をなすべく召されたる者——を指せり、但しイスラエルより出づる者ことくイスラエルに非ず(羅九〇六)また唯だ主よ主よと曰もの盡く天國に入るに非ず唯だこれに入るものは天に在ます父の御旨をなすもののみなり(太七〇二十一)故に聖徒なる語は一層狭き意味にて神の己れを召したるは聖なることをなさしめんがためなることを識り現世にて及ぶだけ其高尙なる天職を全うし、我を召したまひし者の聖なるが如く我も亦聖ならんと欲する人々に當てらる(彼前一〇十五)

三聖徒の親交 諸此地上に戦ふ教會の眞箇なる會員は種々に隔絶せる時と處とによりて或は遠く彼此相離れをらん實に又屢々殊方絶域に離居する多し然しながら如何なる國民の中にあるにもせよ如何なる土地にをるにもせよ彼等はみな御父と親交を有し御子と親

交を有し聖靈と親交を有し又彼等のために働くを喜こぶ聖天使(哥後十三〇十四)を有すと我儕は信ず(來一〇十四)且又彼等は如何に今天下の各地に散ばりをるにもせよ皆相共に結織せられて一の親交を其間に有す何んとなれば彼等は皆同一の妙體に連なれる肢たり皆同一の首に合し(弗四〇十五、十六)皆其信仰を一にしパプテスマを一にし其召されて有つ所の望を一にすればなり

四此世を去りし聖徒 然し乍がら聖徒なる語はまた眞に神を信じ畏れて此世を去り既に馳るべき途程を盡し(提後四〇七)此肉の重荷を脱して喜樂と幸福にある人々をも包含す、希伯來書の記者は彼が其書を送れる當時の信徒に告げて曰く「爾曹の近ける所は天に録されたる長子どもの教會また衆人を鞠く神および完うせられたる義人の靈魂なり」と(來十二〇二十三)是に於てか吾儕は凡そ教會の會員(肢躰)たる者が有てる其相共に戴ける主との親交及び彼等相互の親交

は何人の死を以てしても破るゝものに非らざることを推知す、死なるものは只是れ靈魂が肉躰と離れし事たるのみなれば此世を去りし者をして神の愛より離れしむること無し(羅八〇三十九)如何となれば神の前には皆な生ける者なればなり又キリストの愛より離れしむること無し如何となれば彼等吾儕の目の前より移し去られたりとても彼は彼等の首として渝らざればなり我等が御父と御子と親交を有するが如く彼等もまた然り、我等が心の中に歎きて子と成らんこと即ち我等の躰の救はれんことを切に望むが如く彼等もまた然す(羅八〇二十三)我等が最後の完全なる勝利を終に得るの時を俟つゝあるが如く(黙六〇九十)我等とともに彼の同じ妙躰の肢たる彼等もまた完全なる終極および福祉を俟つゝあり之を彼等は我等とともに神の永遠無窮なる榮光の中にありて終に獲て保つべし

第十一章

第十條 罪の赦免

一 基督教會の第二なる大特權を罪の赦免とす、本條は彼此の差別も變更も無く一切の信經ことごとく之を載す、

二千差萬別の影像或は譬喩に基ける許多の言詞を用ひて聖書の中には人々が生得する罪質を描けり時としては是れ目當または正鵠を誤り失するの事として表せられ、時としては經界線を踏み越ゆるの事として表せられ、時としては或る聲に聽き従はざるの事として表せられ、時としては爲すべき所の事を知らざるの事として表せられ、時としては失敗又は失策として表せられ、時としては負債の義として表せられ、時として律法に背くの事として表せらる此最後なる詞は新約書中にありて罪の最も一般なる定義として用ひらる、曰く「罪

とは律法を犯す事なり」と(約翰一書三〇四)

三罪の責罰

凡そ人の爲すところ或は人の心にあるところの事にし

て神の律法に背反する者は罪なりとす此の原律法は先づアダム
破る所となりぬ而して彼に由て罪は世に入り、罪より死來りぬ(羅五
〇十二)是故に自然にアダムの子孫として生れたる各箇の人の性質
の敗類して神の律法に悖らんと欲するをば之を呼びて原罪と曰ふ
而して又思想にもあれ言行にもあれ此の敗類せる志好に従ひて之
を實行するを呼びて現罪或は實罪と曰ふ、諸罪は唯に律法に背反す
ることのみならず靈魂にも罪科を及ぼすものとす而して其の現果
は甚だ不幸なる者なり但し其終局にして見るべからざる結果につ
きては經驗は吾等に何をも教ふる能はず然しながら人類の良心が
多少確實に豫期逆料せし所の者は天啓之を印證す、即ち曰く罪の價
は死なり」と(羅六〇二十三)

四罪の赦免

單に憂ひ且悔る事は罪惡の現果をだにも防ぎ止むるに

足らざる者なる事を經驗の證するが如く又天啓も只獨り悔改のみ
にては罪の終極の結果を防ぎ止むる能はざる者なることを證す、但
し天啓は公言すらく凡そ人の自ら己が爲めに爲す能はざる所を神
は其無限なる慈悲を以て人のために爲したまへり、罪の價は死なり
神の賜物は我等の主イエスキリストに於て賜はる永生なり(羅六〇
二十三)即ち神の獨生子イエスは是れ彼の名にして、救主の義なりは己
れの來れるは人を罪より救はんがためなることを證したまへり、彼
は自ら聖潔くして不善ことなく、穢垢なき者にてませしが我儕人類
のため又之を救はんがために天より降り、人性を御身に取られたまひ
て御父に全く順服したまひ、數多の者を贖はんがために其の生命を
捐てたまひき、彼は罪を識らざる者なるが吾等のために罪祭の供物
となり(哥後五〇二十一)木の上に懸りて我等の罪を自ら己が身に任

ひ給ひ(彼前二〇二十四)其の祭壇たる十字架上にて唯だに人の原罪のみならず又實罪(本罪)のために全く充足れる(完全圓滿なる)犠牲、罪祭、供物、賠償となりたまひぬ

五方法及び要件 是に由て觀れば罪の赦免はキリストが吾等の踰越の羔羊として其功德ある十字架及び苦楚を以て我儕のために買ひたまひし自由なり賜物なり是れ即ち彼が其の名を以て萬國民に宣傳すべしと命じたまへるものなりとす(路二十四〇四十七)彼れの受苦は何が故に斯くの如き功力あるかは吾儕之を十分に了る能はず故に斯る大なる恩澤をば吾等の贖主は如何にして得たまひしかなどと彼此辨論すると無しに感謝して之を信受し、此大恩惠の由て以て吾儕に與へらるゝ方法、要態如何を探究するは是れ吾人の智慧なりとす其方法の第一を洗禮とす是に由て赦罪の約束吾等に印證せらるゝなり第二を祈禱とす何時にもあれ誠意、眞實を以て求むると

きには其の應答として神は赦罪の恩典を賜はんとす第三を聖公會の赦罪宣告とす神は其會師に之(赦罪の宣告)を告示すべしと命じ其權力を會師に與へたまへり第四を主の晩餐の「サクラメント」となす、是を以て我儕は基督の功德ある十字架及び其受苦の益をば箇々別々に吾身に應用するなり、是の如き無價の恩澤を受くるに必要なる要件は(一)我等其罪を誠に悔改る事(行三〇十九)(二)之を懺悔告白する事(約翰一書一〇九)(三)神は信實なる公義者なるが故に必ず我儕の罪を赦し諸ての不義より我儕を潔めたまふと信ずる事(約翰一書一〇九羅三〇二十五)即是なり

第十二章

第十一條 身軀の復活

一本信經の第十一條は身軀の復活を論ず、是れ基督教會に於ける第三

の特權及び聖靈の働きとして前條に次ぐに適當なるものとす

二 舊約書中にも已に復活の望の言ひ顯はされあるを見るヨブは曰く「我知る我を贖ふ者は活く後の日に彼かならず地の上に立たん我が此皮此身の朽はてん後尙ほ我肉にて神を見ん(約百記十九〇廿五廿六)又イザヤも預言して曰ふ「なんぢの死ぬる者は活き我が民の屍骸はあきん(賽二十六〇十九)ダニエルは一層明白に曰ふ「地の下に睡りをる者の中衆多の者目を醒さん其中限り無き生命を得る者あり又恥辱を蒙りて限なく羞る者あるべし(但十二〇二)實に我等の主の日にサドカイ人は其天使と靈物の存在を認めざりし如く亦未來の復活あることをも否みしと雖もマルタは其兄弟ラザロの事につきて左の如く言ひし時に當時の人々の望を言ひ顯はせし者なるや疑なし曰く「我は彼が末日に甦るべき時に甦らん事を知るなり(約十一〇二十五)

三 但し舊約聖書の中にて僅かに幾分か逆期せられたる所の事今や新約書の中にて十分に啓示せらる吾等の主猶太人に曰けるは「我が言ひし事を怪とする勿れそは墓に在る者みな其聲を聞きて出づる時來らんとす善き事をなし、者は生命を得るに甦へり惡き事をなし、者は罪を得るに甦るべし(約五〇二十五、二十八、二十九)又サドカイ宗徒來りて若干の不都合なる問を以て復活の教を難ぜし時に主答へて言たまはく「爾曹は聖書をも神の能力をも知らざるに因て謬まれり如何となれば復活の事は神が御身を世に啓示したまひし聖名の中に含まれあるが故なり即ち神宣まひけるは「我はアブラハムの神、イサクの神、ヤコブの神なり」と(出埃及記三〇六)斯く神は死にし者の神に非ず生る者の神なり(太二十二〇三十二)

四 復活の保證 然るに斯く彼(キリスト)は唯に復活の起ることをば明白に公言したまひし而已ならず幾度か復活の能ふべきものなる證

據を示したまへり斯く死室に於て彼はヤイロの女子を復活せしめ
 (太九〇十八—二十六可五〇廿二—四十三路八〇四十一—五十六)又
 墓に到るの途上にてはナインの寡婦の子を甦へらしめ(路七〇十二
 —十五)死後四日目に墓よりラザロを甦らしぬ(約十一〇三十九—四
 十四)就中顯明較著なる例は彼れが死を亡ぼせる光榮ある勝利なり
 とす彼は死に打勝ちて墓より甦へり斯く苦楚を受けし後多くの確
 實なる證據を以て己の活きたることを顯はしたまへり(行一〇三)
 五基督の復活 彼(キリスト)の復活は人類復活の保證なりとす蓋し我
 儕第一のアダムと聯れるに因て皆な死ぬる如く第二のアダムと聯
 れるに因て皆な活くべければなり然れど各人その次序に循ふ初穂
 なるイエスは甦へりたまへり故に凡てキリストにある人々悉く甦
 がへらん(哥前十五〇二十二、二十三)我儕もしイエスの死て甦りし事
 を信ずるならばイエスに由る所の既に甦れる者を神彼と偕に携へ

來らんこと信ずべければなり(撒前四〇十四)
 六身軀の復活 只に彼の復活は我等が復活の保證たる而已ならず是
 れ亦我儕をして幾分か身軀の復活の何たるを理會するを得せしむ
 る者とす彼れの御聲また其手足に於ける痕跡は其甦へりし御軀の
 其死たまひし御軀に同じきことを證明す但し之れに奇絶なる變化
 の起りし證據又た無きにしもあらず甦へれる救主はもはや時間と
 空間の法則に支配せられず彼れ來るも我儕其何處よりせるを知ら
 ず彼れ去るも我儕其何處に行きたるを知らず或は其使徒衆の中に
 立ちたまひ(約二十〇十九)或は茫然去りて見えざなりたまひ(路二十
 四〇三十一)遂に天に受け入れられたまひぬ(行一〇九)死人の復活の
 時も又然かるべし死人が以て甦へる身軀は左の點までに同じき身
 軀なりとす即ち各自必らず正しく己の體を有ち其の生前に於ける
 と眞箇に同一なる人たるべし但し是等の身軀は吾人の現體と大に

異らん壞るものにて播かれ壞ざる者に甦へらされ尊からざるものにて播れ榮ある者に甦され弱き者にて播れ強き者に甦され血氣の體にて播かれ靈の體に甦へらさるべし(哥前十五〇四十二—四十四)若干の新特性(及び新性質)を附與せられ以て神の萬物を己れに服せ得る絶大なる能に由て彼等(死人)はキリストの榮光の體に象せらるゝにいたるべし(弗三〇二十一)

第十三章

第十二條 永遠き生命 アイメン

一 基督教會の會員(肢體)として我儕の享くる大特權の第四なるものを永遠き生命となす、本信經の此箇條は前箇條と密接なる關係を有せるものとして論ずべきものとす、如何となれば吾人は死人復活すべしと信ずるが故に又死人が生命を受けんこと及び其生命は永遠無窮なる者ならんことを信ずればなり

二 永遠無き生命(永生) 然り凡ての人甦へるべし、善事を行し者は生を得るに甦へり惡事を行し、者は罪を得るに甦へるべし(約五〇二十九)但し本條に於ては神が己れに屬せる人々、眞に己を信じ己を畏れて此世を去る者に與へたまはん最大なる賜物のことを特別に記載す

三 現在 一の意味にては永生をば現生の恩賜と見做し此地上に於て始まるものと見做し得べし即ち我儕の多福なる主曰たまはく「永生とは唯獨の眞神及び其遣はし、イエス、キリストを^{しる}即ち是なり」(約十七〇三)亦曰たまはく「我言をき、我を遣はし、者を信ずる者は永生を有ち審判に至らず死より生命に遷れり」(約五〇廿四)彼は此生命を聖靈の恩恵に由りて分與す

四 未來 永生は現世に於て既に始まりし者なりとは雖も其完全圓滿

なる永生は是れ未來の賜物なり、人其完全なる救贖の日に身體と靈魂と精神との全部を以て之を享受する時に始めて實際に悟り得らるゝ者とす、此の生命の性質につきては聖書の中に詳細なる天啓を垂れたる文字あるを見ず、是れ恐くは吾人の有限なる能力の之を理會する能はざるに因るならん何となれば使徒パウロの言へるが如く、神の己を愛する者の爲に備へたまひし者は目いまだ見ず耳いまだ聞かず人の心未だ念はざる者なればなり然し乍ら又來世の生命につきて幾分の觀念を吾人に附與せらるゝあり即ち(一)消極的に、及び(二)積極的に之を啓示す一は其無きところの者を示し、二は其有る所の者を示す

五消極的に 新しき天と新しき地(黙二十一〇一)に於ては飢る事もなく(黙七〇十六、賽四十九〇十)渴く事もなく夜もなく(黙二十二〇五)苦患もなく憂愁もなく又死(黙二十一〇四)もなからん現生をして苦惱

せしむる一切の事物はことごとく滅せん如何となれば、神かれらの目の涕を悉く拭ひとり、又一切の事物を悉く新しくなしたまへばなり

六積極的に 天啓は又吾等に告ぐるに來生に有すべき物の幾分を以てす、我等は揣摩す彼處(來生)にては一切の苦勞、一切の苦惱、心焦、一切の憂愁、欠けて無きのみならず來生は又安息(來四〇九)平安(賽五十五〇二)喜樂(太二十五〇二十一)の境界にあるものならん、又聖パウロは告げて曰く、我儕の卑しき體はキリストの榮光の體に象らるべし(腓三〇二十一)實にキリストの御體は彼が變容の時に日の如く輝き光の如くに白かりしなり(太十七〇二)聖約翰は告げて曰く、我儕後いかに未だ露はれず其現れん時は必らず神に肖んことを知るそは我儕其眞の狀を見るべければなり(約翰一書三〇二十一)吾儕の主また明言したまはく、我等は天に於ける神の使の如くならん(太二十二

〇三十

是等の語は其完全深遠なる意味にては何を指示すにもあれ、少くとも是れ左のことを暗示す即ち吾等の身軀はすべての腐れ朽つべき傾向を免かれて最も貴とき努力に適ふ機械となるべく、我儕の智力は限りなく高めらるべく、我儕の理會力は其至高の點にまで上達すべく、而して何時までも終ること無き福祉の状態及び益々進歩改善する状態に於て我儕は其由て以て生き動き亦其存在ことを得る者（即ち神）の聖旨を行なふて怠らざるべけん（行十七〇二十八）

七ア。一メ。ン。神が己れを愛する者のために備へたまひし人の思ひに過ぐる佳物は、大凡そ斯の如し是に於て我等は永遠の生命を説ける本條に對し、同じく又本信經の他の諸條に對して共に讀んでア。一メ。ン。——願はくは然れ——を加へ以て賛同の意を表す

第三段 誠命

問 保證人の汝に代りて神の誠を守らん事を約せしを汝已に云へり其誠は何个條ありや

答 十个條なり

問 其條目は如何に

答 神エクトソドス第二十章に示して曰く

我は汝をエソプト國の奴隸の家より導き出せしエホバ汝の神なり

第一我の外汝に別の神あるべからず

第二汝の爲に偶像、また上は天、下は地、或は地の下の水の中にある總ての物の形を造る事勿れ此等に拜跪しまた崇拜ふる事勿れそは、我エホバ汝の神は妬む神にして

我を惡む者には父の罪を三四代の子に至る迄罰し我を愛み、我法律を守る者には千代に至る迄恩を與ふればなり

第三汝の神エホバの名を妄りに言ふこと勿れそはエホバ妄に其名を云者を罪なしと爲さればなり

第四安息日を聖となすを記憶せよ汝六日の間働きて總て汝の業を作すべし七日目は汝の神エホバの安息なれば汝總ての業を作す事勿れ汝の子女もべなる僕婢獸及び門内にある異邦人も又然り夫はエホバ六日の間に天と地と海と其中にある萬の物を造りて七日目に休みたればなり故にエホバ安息日を祝ひて之を聖日とせり

第五汝の父と母を敬へ汝の神エホバの汝に賜ひたる地の

上に於て汝の命を永く在しめんがためなり

第六殺すこと勿れ

第七姦淫すること勿れ

第八偷盜こと勿れ

第九隣人に就て偽りの證據を立る事勿れ

第十隣人の家を貪る事なかれ隣人の妻と其しもべなる僕婢、牛、驢馬、また總て隣人の物を貪ること勿れ

問 其十誠に於て汝の専ら學べるは何事ぞ

答 神に對して爲すべき事と隣人に對して爲すべき事なり

問 神に對して汝の爲すべき事は何ぞ

答 神に對して我儕の爲すべき事は神を信じ神を敬畏れ心を竭くし意を竭して魂を竭し力を竭して神を愛み又神を拜み神に謝し一心を以て神に頼み神に祈り其聖なる名と言

を敬ひ命終るまで眞實を以て神に服事ることなり

問 隣人に對して汝の爲すべき事は何ぞ

答 隣人に對して我爲すべき事は自己を愛する如くに隣人を

愛し自己人にせられんと欲ふ事は之を人になし我父母を
愛み敬ひ助け且皇帝と官員を敬ひ之に遵ひまた總て我司
長、師匠、及び牧師、會師に服し、總て我より貴者に謙りて敬ひ
我言と行より人を害する事なくすべて世の交りは眞實と
正義を以てし心に怨み惡む事を置かず我手竊盜及び我舌惡
言、虛言、誣言ことを戒み身を謙めにして眞操を守り他の物
を欲み貪らずして我生命を養はんがために義しく學び職
業を努め又神の定め玉ひし所の身分に於て我職分を竭す
事なり

總論

一〇誠 吾等が洗禮の際に立つる三箇條の誓の中第三なるものを順
服の誓即ち神の聖旨と其誠を守りて命終はるまで之を行はんと
誓となす是れ既に上にも説けるが如し(一段三章等)又是等の誠は其
總數十條ありて、特別にも嚴肅なる事情の下に在て神が御自身に
イスラエル人に與へたまへる者なる事又是れ道德上の法則(律法)を
含める者なるが故に吾等の主は之を廢したまはざりし事及び如何
なる基督教徒も之に順服するを免るさるゝ者に非ることを説き了
りぬ(第一段二、三、四等を見よ)

二其區分 始めてモリセに與へられし時には是れ二箇の石の板に書
き記されてありき(出埃及記三十二〇十五、十六)而して是れ永く該の
契約の櫃の中に保存せられたり(申命記十〇五)其二枚の石板上に記

すには一方に幾箇條宛の誠を以てせしやは未だ判然せず或人は謂へらく各々五ヶ條づゝ記載しありたりと又或人は一石板上には三ヶ條他の石板上には七ヶ條記しありたりとの説を主張す其他に亦一種の人々あり是を區分して四條と六條となす(確かに公會問答の區分は此の如し)此區分に循へば第一の石板(いのち)に記されたる所は救ふるに神に對して爲すべき事の何たるを以てし第二のは隣人に對して爲すべきことの何たるを以てす

三主なる汝の神 但し十誠は吾等も亦守らざるを得ざる者なることを知らしめんために公會問答には出埃及記第二十章に載せたる其序言を再び誦出す即ち誠は何ヶ條ありやといへる問に答へて十ヶ條なりと云ひ亦一段進みて其條目は如何にてふ問に應じて曰ふ「神エクソドス第二十章に示して曰はく我は汝をエヂプト國奴隸の家より導き出せしエホバ汝の神なり」と

四イスラエル人の模形的状態 是等の誠を與へられし時に於けるイスラエル人の状態は吾等現今の状態の模形なりとす(哥林多前書十〇六—十一)夫の撰拔せられたる國民(即ち猶太人)に向ひて此誠に順服せんことを要求せし理由とする所は尙ほ一層深遠なる意味にて全基督教徒に適用せらるる例へばイスラエル人は神の至大なる御手及び伸(のび)したる腕に由てエヂプトに於ける卑賤羞辱の奴隸の状態より放たれて自由の身とせられし乎我等も亦之と同じき無限なる慈悲に由り更に幾層甚しき奴隸の境界—罪死、サタンの奴隸たる處—より救ひ出されたり神イスラエル人と嚴肅なる契約を結びたまへるか亦我等をして更に新しき好契約に與かるを得せしめたまひぬ彼等雲と海とにてパプアスマを受けモーセに屬きしか(哥林多前書十〇二)吾等も三位一體の神御自身の名に入れられてパプアスマを受けたり彼等拯救の途にあり且つ許多の誘惑を以て約束の地に赴

くの途上にありしか、吾儕も亦拯救の途に置かれたるなり、我等は地に戦ふ基督教會の會員(肢體)にして世と肉と悪魔との誘惑を防ぎつゝ更に愈れる天國を得んために生涯旅行するものなり(希伯來書十
一〇十六)

五解釋の法則 斯の如くイスラエル人の状態は斯の如く吾等の状態の模形にてありき然るに此等の誠を興へし神は靈にてましますが故に(約翰傳四〇二十四)其律法も又靈なるものとす、是れ人類の制定せる法律と異なり心の念と志意に及ぶものなり(希伯來書四〇十二)故に吾等の主自ら若干の誠を解釋して教へたまひし如く凡て訓戒は其範圍廣大なるものと見做すべきものとす吾儕は之より推論す凡そ或る義務の命ぜらるゝあれば之に反對なる罪又禁止せられ又或る罪の禁止せらるゝことあらば之に反對なる義務亦命ぜられあ
るものなり

第一節 神に對して爲すべき事

第一章 第一誠

第一誠……我の外汝に別の神あるべからず

神に對して爲すべき事

神に對して我の爲すべき事は神を信じ神を敬ひ畏れ心を竭くし意を竭くし魂を竭くし力を竭くして神を愛むことなり

一第一〇誠は偶像禮拜を責め之を禁ず、是れ獨一なる其神を忘却し、其共通の慈悲を感謝せざるより漸々全世界に蔓延せるものとす(是れ上に見えたるが如し)聖パウロの言へる如く人は神を知りしと雖尙之を神と崇めず亦謝することをせず反りて其思念を亂し其愚なる心

蒙昧となれり自ら智と稱へて愚魯なるものとなれり朽壞ざる神の
 榮光を變へて朽壞べき人及び禽獸昆蟲の像に似す(羅馬書一〇二十
 一—二十三)斯くの如く造主を拜せず反りて被造者を禮拜すること
 は總てイスラエル人の嚴然禁止せられたることなり彼等は獨一の
 眞神即ち自らアブラハム、ヤコブ、イサクの神として彼等に示したま
 ひし憐憫あり恩恵あり怒ること遅く恩恵と眞理の大なる者の外に
 他の神を有ち又は認むべからざりしなり(出埃及記三十四〇六)
 二禁ぜられたる罪 斯く我等も又た基督教徒としては夫の無限の慈
 悲ある至聖なる神—即ち其御子に由つて御身を我儕に啓示したま
 ひ又其御名に入れられて我等が洗禮を受けたる者—の外に他の神
 を有し又は認むることを禁ぜらる吾儕は異教の諸々の鬼神を禮拜
 するの危険なしと雖も他に又棄つべきものとして命ぜられたる若
 干の神ありとす是れ彼等は吾等の心中に於ける只獨り神に而已歸

し奉るべき所の者を慕ふの恐あるを以てなり人若し萬物を命數又
 は偶然に歸する時又蓄財にのみ心を用ゆる時(約百記三十一〇二十
 四、二十五、馬太傳六〇二十四)神を愛する者たるよりは反りて多く快
 樂を愛し己を愛する者たる時(提摩太後書三〇二、四、腓立比三〇十八)
 又貪婪即ち偶像禮拜(哥羅西書三〇五)に心を盡し若しくは自己の名
 譽、榮耀、昇進に心を用ゆる時には皆な是れ自ら己れのために斯の如
 き神を作り出すものとす

三命ぜられたる義務 上に掲げたるは即ち禁じたる行なるが茲に亦
 本誠の命ずる義務あり其聖行と聖語とを以て御身を吾儕に啓示し
 給へる神に對して爲すべきことは即ち彼を信じ奉り(希伯來書十一
 〇六)其攝理及び其照顧に依頼し(彼得前書五〇七、腓立比四〇六)無限
 の權能及び智識を有てる至聖者として彼を畏れ奉り又我等を造
 り我等を守り總て此世の恩恵を授け特に吾等の主イエス、キリスト

を以て示されたる其一切の慈恩の爲めに彼を愛し奉るにあり又其愛し奉つること及び其讚美奉るべき感謝は唯に吾等の口を以てするのみならず又吾等の行に於ても之を示すべきものとす即ち神の使役に己を獻げ我が全力全能全心全靈全權を擧げて之に供へ又神の與へたまへる己の職業を盡し以て之を示し奉るべきものとす(馬太傳二十二〇三十七馬可傳十二〇三十路可傳十〇二十七羅馬書十二〇一)

第二章 第二誠

第二誠……汝の爲に偶像、また上は天、下は地或は地の下の水中にある總ての物の形を造る事勿れ此等に拜跪しまた崇奉ふる事勿れそは我エホバ汝の神は、妬む神にして我を惡む者には父の罪を三四代の

子に至るまで罰し我を拜み我が律法を守る者には千代に至るまで恩を與ふればなり

神に對して爲すべき事

神に對して我爲すべき事は……神を拜み神に謝し一心を以て神に頼み神に祈ることなり

一本誠の目的 第一誠はイスラエル人に唯だ眞神を拜することを命ぜしが如く第二誠は偶像をつくりて神を禮拜することを禁ず

二イスラエル人に語られたる者として 故に彼等は偶像を刻み、又上は天に於ける日月星辰の如き物の像下は地に於ける人類禽獸及び匍匐動物の如きもの、像或は地の下の水中に於ける魚其他海中に住む動物の像を造ることを戒められたり(申命記四〇十五—十九を見よ)

三 埃及の偶像禮拜

茲に暗示せられたる偶像は是れイスラエル人が
重に埃及國にて議りたるものとす彼處にて彼等は
ラー神(即ち太陽神)又イシス神及びヲシリス神の禮拜に伴なへる華美の禮式を目撃
したり彼處にて彼等はヲン街に於ける神聖なる黒犢子ピス(或はム
チピス)及びビメンピスに於ける著名の牡牛アピスを崇めんためにエ
ヲプト人が日々三回香を焚くを見たり彼處にて彼等はメンデスに
於ける神聖なる山羊アモンの牡羊日神の子にして又代表者たるバ
ロ一切の存在物の生命の父たるナイル河及び犬、猫、蛇、鷹、河馬、鱈魚等
に宗教上の尊敬をエヲプト人が歸するを見たり

四 偶像禮拜を戒む

故に本誠にて神はイスラエル人が斯くの如き物
體を表出して禮拜の目的に供することを禁じたまひ且此戒に加ふ
るに大なる理由を以てして何故に之が順服すべき者なるかを示し
たまへり即ち彼は謂ゆる妬む神——詳言せば己の榮光に熱心にして

己れの獨り有すべき榮を他の受造物に歸するを許したまはざる者
なりと明言したまへり(以賽亞書四十二〇八)若し此罪を犯す者あら
ば彼は其罪を犯せし者并びに其子孫を三四代に至る迄罰したまは
ん、同時に神亦之に加へて曰く我を愛し我誠を守りて其愛を顯はす
者には千代に至るまで憐を垂れん

五 我等に語られし者として

上に説ける所は即ちイスラエル人に告
げたまひし本誠の目的なるが、基督教徒たる吾儕に適用する時は是
れ吾儕が至高無上なる者(神)に對して其威徳を損ずるが如き觀念を
懐き或は之を禮拜するに迷信的なる禮拜式を以てすることを禁ず、
然のみならず是又積極的義務を命ず、即ち見えざる神の見ゆる像と
なり給ひし御子の御身に於て吾等に啓示せられたるが如く靈と眞
理を以て神を拜し其愛と憐憫を深く感謝し、日常の生活上多端なる
出來事の中にありて全く神に頼み公私の祈禱に於て神に懇求すべ

きことを我儕に命ず

第三章 第三誠

第三誠………汝の神エホバの名を妄に言こと勿れそはエホバ妄に其名を云ふ者を罪無しとせざればなり

神に對して爲すべき事

我等の神に對して爲すべきことは………神の聖なる名と語を敬ふにあり

一本誠の目的 第三誠は原と是れイスラエル人に告げたる時は彼等が其神エホバの名を虚妄なる若くは不良なる物事の爲に唱ふることを禁じたるものなりき(出埃及記二十三〇一、利未記十九〇十二、申命記五〇十二)故に是れ獨一の眞神の名を偶像の前に唱へ又は之を

咒詛、僞誓、褻瀆などに用ゆるを嚴禁す、而して主は斯る者を罪無しとせざる可しと宣まふ、是即ち主は己の名を妄りに唱ふるものをば甚だ罪ありと爲したまふとなり(出埃及記三十二〇三—五)

二本誠の字面上の意義 故に本誠は其第一なる最も字面上の意義にては一切の虚偽の誓即ち僞り誓ふ事、誣誓神を瀆すこと(利未記二十四〇十四—十六、馬太傳五〇三十三—三十七、二十三〇十六—二十二)輕躁なる誓を立つること(馬太傳十四〇七、雅各書六〇十七)及び神の森嚴なる御名をば輕々しく妄りに用ゆることを禁ず、

三本誠の深き意義 神の名は只御身の稱號のみを含めるに非ず又御名に係はる一切の物を悉く網羅す例は彼れの由て以て御身を啓示したまひし御語の如き、又彼が榮光の宿れる處たる御家の如き(詩篇二十六〇八を見よ又賽八〇二十、行十七〇十、十一、約五〇三十九、提後三〇十五を比較せよ)又其教會に設けたまへるサクラメント及び其

他の禮典の如き皆な此中に含まるゝものとす(哥林多前書十一〇十七三十四)故に本誠は凡そ聖物に對して不敬、輕躁、草率なることを一切是を嚴禁し命ずるに神の聖名を崇め謙遜と畏懼を以て彼に近づき亦尊敬と循良と信仰を以て其御語に對し奉るべき者なることを以てす(以賽亞書六十六〇一二、哥羅西書三〇十六)

第四章 第四誠

第四誠……安息日を聖とするを記憶せよ汝六日間働きて總て汝の業を作すべし七日目は汝の神エホバの安息やすみなれば汝總ての業を作す事勿れ汝の子女しもべなる僕、婢、獸及び門内にある異邦人も又然り夫はエホバ六日の間に天と地と海と其中にある萬物を造りて七日目に休みたればなり故にエホバ安息日を祝ひ

て之を聖日とせり

神に對してなすべき事

吾神に對して爲すべき事は……命終るまで眞實を以て神に服事ふることなり

一安息日の設立 按ずるに本誠の「記憶すべし」なる語を以て暗示せらるゝ如く安息日サツマスデーは律法の制定前に既にイスラエル人の知る所なりしならん如何となれば神が安息日を聖となしたまひしことは天地創造の時に指示せられ(創世記二〇二二三)又神の撰民シナイ山に達する前に與へられたるマナ收拾の規定中にも安息日を守りし形跡見らるればなり(出埃及記十六〇二十二—二十)只該時に及びて始めて(一)創造の記念として(出埃及記二十〇十一二)勞力者救恤策として(三)埃及國より救ひ出されたる事を國民の記念する者として(申命記五

○十五(四)神とイスラエル人との恒久不變なる契約の記號として守るべき者なりと明白に命ぜられたる也(出埃及記三十一〇十六十七以西結書二十〇十二)

二猶太人の中にて之を守りし事

神の命に循ひてユダヤ人は安息日

を斷食日として守らず俗界の業務より安息するの日として守れり

全國民其奴僕門内にある旅人及び獸類に至るまで(出埃及記二十〇

十申命記五〇十四)皆之に與かりぬ身體の勞力は一切嚴禁せられ

故意に此日を褻瀆す者は石擧の刑に處せらる(出埃及記三十一〇十

四十五民數記十五〇三十二—三十六)

三主日

然れば本誠の道德的なる意味は時を設け定めて至高者なる

神を禮拜せしむるにありとす是れ永遠に守るべきの義務なりとす

猶太人の守りたる日は一週の七日め即ち我土曜日なりき然るに極

初代よりして毎週の首日を以て基督教徒の安息となしたりき蓋し

此日に吾等の主死人の中より甦へりたまひし而已ならず亦聖靈の降注を始めて此日に與へられたればなり最初の弟子衆は此日にパノを擧ぎ聖禮拜に與らんがために(使徒行傳二十〇七哥林多前書十六〇一二)相集會するを以て其常慣となせり又彼等は教主の復活を記憶せんために常に之を主日と稱したりき(黙示錄一〇十)

四其義務 是を即ち基督教徒の安息日となす此日には已むを得ざる

働若しくは慈善事業の外馬太傳十二〇一—十三路可傳六〇一—十

五一週間の常務は悉く之を廢止し俗塵の事務に心を勞すること

又世間の諸の配慮及び遊樂をば及ぶ丈け之を廢止し(以賽亞十八〇

十三十四)教會禮拜式に參列し(路可傳四〇十六希伯來書十〇二十五)

神の聖語を謹みて默考し惆恤仁愛の行をなして之を主とすること

を記憶すべし蓋し主日を然か守ることは甞勉全力を盡して一週日

中に正當なる働(職務)をなすの最好なる準備なり亦一日をば正當に

聖として守ることは是れ終身眞箇に神に服事へ奉つるの最好なる準備なり

五撮要復説 斯くの如く以上の四誠は神に對して我等の爲すべき事を包括し且之を開陳す第一は彼—只彼獨—を吾等の神と認むべき事を教へ第二は一切の偶像畫像を惡み靈と眞理を以て神を禮拜すべき事を教へ第三は口を以て如何にして神の聖名と聖語とを尊むべきかを教へ第四は神の日を聖として守る事亦然か一切の日をば神の使役に供すべき事を教ふ、

第二節 我等隣人に對して爲すべき事

第一章 第五誠

第五誠……汝の父と母を教へ汝の神エホバの汝に賜ひたる地の上に於て汝の命を永く在しめんが爲なり

我等隣人に對して爲すべき事

隣人に對して我爲すべき事は自己を愛する如くに隣人を愛し自己人に爲られんと欲ふ事は之を人になし我父母を愛み敬ひ助け且皇帝と官員を敬ひ之に遵ひまた總て我司長師匠及び牧師會師凡て我より貴き者を謙りて敬ふ事なり

一吾等の隣人 我等が神に對して爲すべき事を教ふる若干の誠より進むで我等の隣人即ち總て己に關係ある人々に對して爲すべき事の何たるを教ふる誠に遷る其爲すべき事とは大概左の如きものとして説示さる云く隣人に對して我が爲すべき事は自己を愛する如くに隣人を愛し己れが人にせられんと欲ふ事は之を人になすにありと此處にては己れ自身を隣人に對するの規矩として示さる抑も

世には己の身を悪む者は嘗てあることなく反つて之を養ふものなり(以弗所書五〇二十九)故に吾等も斯る「愛の眞理」に基づき吾等の隣人を愛し亦己にせられんと欲ふ事は之を人に爲せてふ主の金則に基づき萬人に對して然か行ふべき者とす(馬太傳七〇十二)

二兩親の權威 然れば隣人なる語は吾等と關係を有せる總ての人々を包含するものにして吾等と同等比肩の人々をも又吾等の長者をも含む然るに兩親の權威は一切の權威の本原及び其模形なれば茲に第五誡をば第二の石板上の首位に置き以て父母に歸すべき尊敬の何たるを論ず

三モ○一○セ○の○律○法○之○を○特○命○す 我てふ者の本原たる兩親を尊ぶの義務あることは是れ自然の道理の教ふる處にしてモ○一○セ○の律法中に特命せられたり神を尊敬するは是れ第一の務にして之に次ぐ者は兩親を尊敬するを以て第一とす約束の地に於て長く生くるを得べし

どの約束を特記せる者は獨り始めて此誡に於てする而已(出埃及記二十〇十二、以弗所書六〇二)勿論モ○一○セ○の律法は希臘及び羅馬の法律が父親に與へしと均しき如き制限なき權力をば與へざりしと雖も父母を毆打し若くは詛ふの行をば重罪と見做し(出埃及記二十一〇十五、十六、利未記二十〇九)不孝悖逆の子供等は死刑に處すべきものとせり(申命記二十一〇十八、二十一)

四基督及び其使徒之を特命す 子供たる者は其父母に従ふべきものなることは又基督教にも是認する所なり我主は此世の父母とナザレに下り彼等に順服して住はれしのみならず(路可傳二〇五十二)十字架にかゝりたまひし時には其母のことを愛する御弟子聖ヨハネに托したまひたり(約翰傳十四〇二十六)彼は亦た猶太人の中にて若干の傳説と例外の事を以て此律法を無効なりとなせし者を責めたまへり(馬太傳十五〇六)聖パウロは兩親に順服ふことを以て直に正

しき事且主の聖心に叶ふものなりと斷言し(以弗所書六〇一、哥羅西書三〇二十)兩親に順服はざることを艱なやみの時の徴效しるしの中に數ふ(提摩太後書三〇二)

五此世の權威 兩親の權威は一切の權威の本原及び模形かたにして家族は國家の幼稚園なれば公會問答には進んで第五誠中に包含するに唯だ兩親を愛し敬ひ助くるの義務を以てするのみならず尙亦凡て此世の權威に服するの義務あることを以てす是亦キリスト教の是認する所なりとす彼は租税を拂ひたまひ(馬太傳十七〇二十四—二十七)カイザルの物はカイザルに返すべしとの命を下したまひき(馬太傳二十〇二十一)是又其使徒衆の教に由て是認せらる彼等は教て曰はく人は貢を受くべき者には之に貢し税を受くべき者には之に税し畏るべき者をば之を畏れ敬ふ可き者をば之を敬へ(羅馬書十三〇七)又上にありて權を掌てる者には之に従ふべしと(羅馬書十三〇

一—五提多書三〇一、彼得前書二〇十三宜なる哉公會問答に説きて言ふ第五誠は教ゆるに吾等は其皇帝と官吏を敬ひ之に遵ひまた總て我司長師尙及び牧師、會師に服し總て我より貴き者を謙り敬ふべきものなることを以てす、

第二章 第六誠

第六誠……殺すこと勿れ

隣人に對して爲すべき事

隣人に對して我爲すべき事は……我言と行もて人を害することなく……心に怨み惡む事を置かざるにありとす

一人身保護の權 前誠は吾等が長者に對して爲すべきことの何たる

を説きたり、是より以下五ヶ條の誠は吾等の長者、劣者、及び同等者の差異なく萬人一同に對して爲すべき事の何たるを説く而して先づ吾等の學ぶ所は同胞の生命に關して學ぶなり曰く人は皆己の命を護るの權あり之が生命を奪ひ若くは故意に之を殺すべからず

二兇殺 右の教訓に循ひてモーセの律法は故意に人の血を流すものを毫も假借せざりきシナイ山に於ける本原の律法も又後に復傳せられし者も(出埃及記二十一〇十二—十四、申命記十九〇十一—十三を比較せよ)皆死を以て兇犯者の免るべからざる罰(罪の科料)となせり是れノアの日に於けるが如し曰はく凡そ人の血を流す者は人其血を流さんと(創世記九〇六)

三山上の説教 然し乍ら我等の主の解釋に見えたるが如く本誠の關はる所は唯に殺害を行ふことにのみ止まらずして更に幾層深く適用せらるゝものとす主曰たまはく古の人に告げて殺すこと勿れ殺

す者は審判に干らんと言ひしことあるは爾曹が聞きし所なり然れ共我汝等に告げん凡て故なくして其兄弟を怒る者は審判に干らん亦其兄弟を愚か者よといふ者は集議に干らん又狂妄よといふものは地獄の火に干るべし(馬太傳五〇二十一、二十二)然れば此教戒の文字は唯だ行爲のことを禁ずる而已なれども其精神は凡そ人殺、復讐、嫉妬、憎惡、激語、很毒、怨を結ぶ一切の復讐的情欲を禁ずる者なることは一見して明々白々なりとす(以弗所書四〇二十六、三十一)

四積極的義務 公會問答の語を借りてといへば本誠は、言行を以て人を害し、心に怨み惡む事を懐くを禁ずる也、然れども是れ亦積極的な義務を特命す即ち寛大饒恕の性質を修養し(馬太傳六〇十四、以弗所書四〇三十二)我敵のために禱り其不足を補ひ(馬太傳五〇四十四、羅馬書十二〇二十)窘迫窮乏の間にあるものゝ需要を供給せんために義捐をなし(約翰一書三〇十七)天に在ます御父の憐みあるが如く

常に憐を以て他人に對すべきものなりとす(路可傳六〇三十六)

第三章 第七誠

第七誠……姦淫する事勿れ

隣人に對して爲すべき事

隣人に對して我爲すべきことは……我身を謙め
にして眞操を守ることなり

一夫婦の關係 前誠にては人類の生命の神聖なることを公言したれば本誠にては婚姻の神聖なる事を明言す抑人文社會の親たる婚姻は神が自ら立てたまひし盛典にして(創世記二〇二十四)キリスト之を引用す(馬太傳十九〇四、五、馬可傳十〇六、九)其多福なる御子は嘗て此禮に與りたまひ始めての奇蹟を行なひ之に幾層の光彩を添へ

たまひぬ(約翰二〇一—十一)婚姻式文を見よ(聖パウロは是をキリスト)及び其教會の神秘的結合の模形なりと明言したり(以弗所書五〇二十二—二十三)婚姻式文を見よ)

二姦淫 故に斯の如き盛典を破る諸の罪は凡て甚だ忌むべき性質を帯ぶるものとす、何の國にいたるも、何の時代に於けるも、姦淫罪なる者は嚴しく罰せられたり、モーセの律法にては是れ兇殺の亞に位せる者にして是を犯せる者は其罰として石にて撃殺せらるべかりき(利未記十八〇二十、二十〇十、申命記二十二〇二十二を見よ)

三心を潔くすべき事 前誠と等しく本誠も又我等の主の説明したまふ所となれり、主曰びたまはく、古への人に告げて姦淫すること勿れと言へることあるは爾曹の聞きし所なり然れど吾れ汝に告げん凡そ婦を見て色情を起す者は中心既に姦淫したるなりと(馬太傳五〇二十七、二十八)是に由りて觀れば本誠は唯に姦淫の行爲を禁ずるの

みならず更に又進みて諸の肉慾の増長を禁じ又言語にまれ行爲にまれ思想にまれ凡て放肆なることを一切禁ずるものとす(加拉太書五〇十九以弗所書五〇三、又哥林多後書六〇九、哥羅西書三〇五)

四是れ特別に基督信者の守るべき者とす。故に公會問答には本誠に本づきて吾人に命ずるに節制と貞潔に身を守るの義務を以てす、人の凡て行ふ罪は身の外にあり然れども淫を行ふ者は聖靈の殿なる己が身を犯すなり(哥林多前書六〇十八、十九)而して人若し神の殿を毀たば神又彼を毀ちたまふべければなり(哥林多前書三〇十七)

第四章 第八誠

第八誠……偷盜こと勿れ

隣人に對して爲すべき事

隣人に對して我爲すべき事は……すべて世の交りは眞實と正義を以てし我手窃盜むを戒むことなり

一財産の權利 人は各々己が生命と一身の安全を保つ權利の外に亦所謂自己の財産を保つ權利を有てるもの也是れ或ひは正當に獲たるもあらん、或ひは世嗣として受けたるもあらん、或ひは餽送物として受けたるもあらん、或ひは契約によりて獲たるもあらん、兎まれ角まれ之を自己の財産と稱するを得べし、從來此權利は萬法の保護する所たり、モイセの律法も又等しく之を保護す即ち一切の窃盜の所行をば之を排斥し窃盜をする者は罰せらるべしと命じたり

二窃盜 然し乍ら他の誠に適用せし解釋の精神に基けば本誠は公會問答にても説明せらるゝが如く公然と盜賊を爲すは勿論其他一切の不正なること、一切の窃盜又賣買貸借にても公平を失し奸猾なる

所爲あるをば悉く之を禁ず(利未記十九〇三十五、三十六と申命記二十五〇十三—十六箴言十一〇一、十六〇十一を参考せよ)要するに瞞騙勒索をば一切之を禁ずるや明白なり(哥林多前書五〇十一、六〇十、以西結書二十二〇二十九、何西阿書四〇二)

三眞理と正義 本誠は斯る罪をば禁ずるも同時に又積極的なる義務を命ず、凡て世の交りに於て眞理と正義を以てし誠實なる所爲を以て活計を立て(以弗所書四〇二十八、撒前四〇十一、提前五〇八)其與ふべきを與へ其拂ふべきを拂ひ人の物を取らんとせず、缺乏を告ぐる貧寒者には速に財囊を解いて其金錢を分配し彼等の不足需要を補ふべきものとす(提摩太前書六〇十七、十八を羅馬書十三〇、希伯來書十三〇十六、約翰書三〇十七)

第九章 第九誠

第九誠……隣人に就て偽りの證據を立る事勿れ

隣人に對して爲すべき事

隣人に對して我爲すべきことは我舌にて惡言、虛言、讒言することを戒むることなり

一名譽 第九誠は隣人の名譽及び品行に對して我等の戒むべき事を論ず、是れ名譽は其人の生命及び財産と同じく貴重なるものなれば也

二偽證 故に本誠の第一に特示せる罪は裁判所にて偽證を立つることなり斯る場合に於ては常に先づ誓ひて然る後に證言を陳ぶるものなるが故に本誠は第三誠の如く偽誓を禁ず是れ彼處にては神に對して不敬虔なることと見做され此處にては人に有害なる者と見做るれば也、他の諸法律の如くモーセの律法も又偽誓を以て罪惡

の最大なる者の一と見做し且つ命ずらくもし偽妄の證人起りて某の人は悪事をなせりと立つる者あらば其の者エホバの前に至り祭司と士師の前に立つべし然るとき士師詳細に之を查べ視て其證人若し偽りの證人ならば兄弟に彼れが蒙らさんと謀れるが如く彼れに蒙らすべし(申命記十九〇十六—二十二)

三惡口(惡ること) 本誠は唯に裁判所において偽證を立つることを禁ずるのみならず尙ほ普通の談話にても之を禁ず蓋し人の名譽は往々訕謗、誣説又は虚談、無根の流言等を以て大に毀損せらるゝ者なればなり故にイスラエル人は民の中を往めぐりて人をそしめることを禁ぜられ(利未記十九〇十六)虚事より遠かるべしと命ぜられぬ(出埃及記二十三〇七)是れ竊に其友をそしる者は神之を亡ぼしたまふを以てなり(詩百一篇〇五)是を以て吾等の主は誨へたまはく爾曹人を審判くこと勿れ然らば爾曹も審判に干らざるべし、爾曹人の罪を定

むること勿れ、然らば爾曹の罪も定められざるべし(路可傳六〇三七、馬太傳七〇一—五)聖パウロも又諸ての謗を去つることを命ず(以弗所書四〇三十一)如何となれば眞實なる基督教徒の愛は惡を念はざる者なればなり(哥林多前書十三〇五)

四虚言及び讒言 公會問答にて説明せらるゝが如く本誠は「我舌に惡言、虚言、誣言を戒むべきこと」を命ず、抑も誹謗、讒言は吾等を驅てエホバの嫌ひたまふ七事の一なる虚言を吐くにいたらしむ(箴言六〇十七)又是れ模稜の辭、誇張の辭及び虚假の辭をも含めるものなれば社會の根基たる人間相互の信用を覆がへすに至るものとす、是に於てか新約書には屢々基督教徒に勸めて曰く虚言は信徒たるに愧べく(哥羅西書三〇九)又基督の公會員たるに恥づべき者羅馬書十二〇五、以弗所書四〇二十五)是れ唯だ惡魔に相當せるもの(約翰八〇十四)にして來生の罪罰之に伴ふべき者なれば(黙示錄二十一〇八、二十二〇)

十五)断然之を棄て去るべし

二禁ぜられたる罪 本會にて禁ぜられたる罪は貪慾の罪なり然か聖書中に翻譯せられたる原語は單に「欲する」と云ふに止らず(蓋し欲することは是れ自然の情なればなり)是れ「癡愛する」又は「過度に欲する」の語氣を有し通例「貪慾なる悪しき意味にて用ひらる故に是れ或ひは種々なる貪慾の物體を含み或ひは肉慾の形を取り(撒後十一〇二—五)或ひは他人の財産を貪るの形を取り(列王記上二十一〇—四)或ひは愛金主義(拜金主義)の形となりて現はれん(約翰七〇—二十四、彼得後書二〇十五、列王記畧下五〇二十一—二十七、馬太傳二十六〇十四、十五)其詳細なる目的は何にまれ、是れ嫉妬と不平とに親しき關係を有す故に是れ孕みて罪を生み罪既に成りて死を生むなり(聖雅各書一〇十四、十五)

第六章 第十誠

第十誠……隣人の家を貪る事なかれ隣人の妻と其しもべな

る僕、婢、牛、驢馬、また總て隣人の物を貪ること勿れ

隣人に對して爲すべき事

隣人に對して我爲すべき事は……他人の物を

欲み貪らずして我生命を養んがために義しく學

び職業を努め又神の定めし所の身分に於て我が

職分を竭すことなり

一本誠の範圍 第十誠は言語舉動につきて論せず中心の思想及び其

作用を論ずイスラエル人に與へられし者としては是れ山上に於ける吾等の主の教誨を著しく豫期せる者と謂ふべし、即ち其言ふ所

直ちに骨を穿ちて指示すらく律法は衷心に始めて起る所の悪念と邪心とを抑ふるを期する者なりと(羅馬書七〇七)

二 排斥せらる

故に聖書にては屢々貪慾の罪を排斥す、戒心して貪心を慎めよとは是れ主の警戒の一なりき(路加傳十二〇十五)聖パウロ

はエペソ人に書送りて曰く貪婪者即ち偶像禮拜者は神とキリスト

の國を嗣ぐ能はず(以弗所書五〇五)亦ラモテに告て曰く財を慕ふ事

は諸の悪事の根なりと(提摩太前書六〇十)亦コロサイ人に告て曰く

貪婪の故を以て神の怒は従ざる者に臨ると(哥羅西書三〇五―六)

三 命ぜられたる義務 悖て此罪を解くの妙方は公會問答中に推薦せ

る美德即ち知足なりとす(希伯來書十三〇五、腓立比書四〇十一)此徳

にして敬虔と結ばるときには是れ眞個に大なる得益にして吾等に

教へて曰ふ汝等何をも携へて世に來らざ又何をも携て往くと能は

ざるや明らかならば(提摩太前書六〇六、七)他人の物を欲み貪らざし

て我生命を養はんが爲に義しく學び職業を努め(撒前四〇十一、行二
十二〇三十四、弗四〇二十八)又神の定めたまひし所の身分に於て我
が職分を竭すべしと、

第四段

主禱文

傳道師問

我兒よ自己の力にて是等の事を爲得べからず唯神の格別な
る恩に非ざれば其命令に循ふこと能はざるを知るべし故に
此恩を常に怠らず願ふは汝の學ぶべき事なれば今主禱文を
誦して我に聞せよ、

答 天に在ます我らの父よ願くは聖名を聖ならしめ玉へ聖國を

臨らせ玉へ聖心の天に行はるゝ如く地にも行はれしめ玉へ

我等の日用の糧を今日も與へたまへ我等の罪を犯す者を我等の赦す如く我等の罪をも赦したまへ我等を試みらるゝ事に導き玉はず却りて惡より救ひ玉へ國も權も榮光も世々に父の物なればなり

問 汝この禱を以て何を神に願ふや

答 總ての恩を與へ玉ふ我主なる神我等の天の父に我とすべて人の爲べき如く主を拜み主に服事へ主に順ふために恩を下したまふ事を希ひ奉り又神すべて我等の靈魂と肉身に就て肝要なる物を下し玉ふと我等を憐み我等の罪を赦し靈魂と身體の總ての危きを拯ひ守り又すべての罪と邪且靈魂の敵と永遠き死を防ぎ玉ふ事を祈り奉り又神その大なる憐と恩を以て我等の主イエスキリストによりて是等の事を爲したまふを信ず故に我「アルメン」と云ふ即ち斯くの如くなさし

め玉へと云ふ義なり

總論

一 恩惠の必要 已に棄絶、信仰、順服の三誓を釋き了りたれば公會問答は茲に進んで吾等が獨り自ら之を守り能はざる事また特別なる恩惠なくんば神の誠を躬行し、神に服事する能はざる事を教ふ、此恩惠は吾等が常に熱心に祈禱をなして求むることを學ぶべき者とす

二 人性の懦弱なる事 吾等是等の事を己の力を以て爲し能はざることを日々の經驗に由り悲しくも實際に悟る、實に何人と雖も神と人との對して己の義務を竭さんと眞實努力する者たらんには自己の稟性の軟弱により(三位一躰後第一主日祝文)其前に置かれたる馳場を走るに劇しく支へ阻隔げられ(降臨節第四主日祝文)我が行はんと欲する所の善は之を行はず却て願はざる所の惡を行ひ(羅馬書七〇

十九肉の慾は靈に逆らひ靈の慾は肉に逆らひ(加拉太書五〇十七)内なる人につきては神の律法を樂めどもわが肢體に他の法ありて我心の法と戦ひ我を撻にして(路加傳二十一〇二十四)哥林多後書十〇者一人だもあることなればなり(羅馬書七〇二十二、二十三)

三祈禱の必要 人性の懦弱なる神の助けなくんば亡ぶるのみ(三位一體後第十八主日)又た我儕自ら助くるの力なき者なり(大齋第二主日祝文)故に獨り吾等の力の本源にてまします神の助を求めずんばあるべからず、此目的を達する定法は祈禱なり是れ靈魂の本性にして天國の門を開くの鑰匙なりとす

四我等の主の模範 此事は吾等の主の模範を以て特に教へらる、彼は神よりの神、光よりの光にてませしかども此地上に居られし間は天に在ます御父に祈禱することを以て常時の習慣となしたまひき、聖

書を見るに彼は時として味爽に人なき處に往きて祈禱をしたまひ(馬可傳一〇三十五)時としては終夜神に祈りたまへり(路加傳六〇十二、馬太傳十四〇三十三、馬可傳六〇四十六、路加傳五〇十六)且其御在世中の重要なる出來事—バプテスマに於ける聖靈の降臨(路加傳三〇二十二)其使徒衆の撰拔(路加傳六〇十二、十三)其變容(路加傳九〇二十八、二十九)十字架に釘けられたるために賣かされたまひし事(馬太傳二十六〇三十六)—は何れも或は祈禱を以て始まり或は祈禱を以て終りぬ、

五主の教誨 且主は其常に自ら爲したまひし所を弟子衆にも同じく命じて行はしめたまへり、或時彼れ其弟子に曰たまはく「求めよ然らば與へられん尋よ然らばあひ叩けよ然らば開かるゝ事を得ん(馬太傳七〇七)亦曰ひたまはく「凡そ祈禱の時其求むる所の者は必らず得べしと信せば必らず得べし(馬可傳十一〇二十四、馬太傳二十一〇二

十二他の處にて又曰はく、爾曹すべて我名に托りて求むるものは我れ凡て之をなさん父の榮光の子に由てあらはれんがためなり〔約翰傳十四〇十三〕又曰ひたまはく、誠に實に爾曹に告げん凡そ我名に托りて父に求むる所の者は父之を爾曹に授けたまふべし〔約翰傳十六〇二十三〕

六使徒衆の教誨 使徒衆は其主が斯く直ちに模範を以て又教誨を以て教へたまひしことをば小心翼々又自ら之を誨へたりき聖パウロはテサロニカ人に書を送りて曰く、止むことなく祈れ〔撒前五〇十七〕又ローマ人に告て曰く、屈せず常に祈れ〔羅馬書十二〇十二〕エペソ人に諭して曰く、常に靈に由りて各様の禱告と祈求を以て祈るべし〔以弗所書六〇十八〕コロサイ人に勸めて曰く、恒に祈禱をなし怠らずして感謝と共に之をなすべし〔哥羅西書四〇二〕亦使徒雅各の曰く、爾曹の中もし智慧足らざる者あらば夫の咎むることなく惜む事なくし

て衆人に與ふる神に求めよ然らば與へられん〔雅各書一〇五〕又聖約翰曰く、凡て我等神の旨に合へることを求めば彼れ必らず聽かん是れ吾等彼に向ひてあつく信ずる所なり凡て我求むる所を彼の聽くことを知らば我が求むる所を彼に得ることを又知るなり〔約翰一書五〇十四十五〕と希伯來書四〇十六、彼得前書四〇七、約翰一書十二と比較せよ

第一章

主禱文の結構

一〇一定の祈禱の必要 然れども吾等は唯祈れと勸めらるゝを要するのみならず又如何に如何なるものを祈るべきかを學ぶを要す、我等願はざる以前に我等の必要な事と其願ふ心の愚かなるを知りたまふ主は〔聖餐禮式後の祝文を見よ〕恩典を以て此要求を補なひたま

へり、
 二我等の主是を補ひたまふ。彼は山上の説教にて其弟子衆を警しめ
 偽善者の如く祈禱を爲し、異邦人の如く空しき復返し語を言ふ勿れ
 と命じたまへる後進んで祈禱の二格式を與へたまへり、彼等は此の
 模範にしたがつて祈るべかりき(馬太傳六〇五—十三)又彼が公然宣
 教に着手したまひし稍後に、或る處にて祈禱をなしたまひけるが畢
 りしとき、其弟子の一人(多分自餘の衆弟子に代りてならん)いひける
 は主よヨハテ其弟子に教へし如く我等にも祈ることを教へたまへ
 (路加傳十一〇一)是に於て主は嘗て山上にて群衆及び御弟子全體に
 與へたまひしと同じき形の祈禱を用ゆることを教へたまへり
 三主禱文 斯く吾等の心に銘刻せられたる祈禱式を爾來主禱文と稱
 せり、其制作者は族長にもあらず預言者にもあらず使徒衆にもあ
 らず否な天よりの御使にてすらもあらず、悉くも御父と聖靈と偕に神

にてまします吾等の主無始無終の御子の與へたまひ且つ用ゆべし
 と命じたまひし者なり

四其結構 此絶類無比の祈禱の結構は大別して凡そ四段となす

(一)願求……………天に在ます我等の父よ
 (二)神の榮光を祈る三請願……………(1)聖名を聖ならしめたまへ
 (2)聖國を臨らせたまひ

(3)聖心の天に行はるゝが如く地にも行はれしめたまひ

(三)我等のためにする四請願……………(1)我等の糧食を今日も與へ玉へ

(2)我等に罪を犯す者を我等の赦す如く我等の罪をも赦したまへ
 (3)我等を誘に遣はせたまはず
 (4)凡て惡より救ひたまへ

(四) 歸榮……………國も權力も榮光も世々に父の

ものなればなり

第二章

願求

主禱文……………天に在ます我等の父よ

説明……………總ての恩を與へたまふ我主なる神に願ふ

一 我等の父。此願求に於て第一に着目すべき點は我等の主が萬世の王、朽す見えざる一の神を願ふに用ひよと我等に命じたまひし稱號とす(提摩太前書一〇十七)我等或は想はん主は此に我等に命ずるに夫の吾等が由て以て生き動き又存在を得る者使徒行傳十七〇二十八の偉大と權力と威光と言ひ顯すが如き他の稱號を用ひんことを命じたまふべかりしならんと然し乍ら主は然か爲したまはず却

つて其弟子に曰たまはく汝等祈るときは天に在ます我等の父よと言ふべしと

二 神の父たること。固より神は父なりといふとは天下の人々の知らざりし者にも非ず、イザヤ言はく「エホバよ汝は我等の父なり上古より汝の名を我等の贖主と言へり」(以賽亞書六十三〇十六)「マラキは問ふ我儕の父は皆同一なるにあらざや」(馬拉基書二〇十)案ずるに上古の希臘人、羅馬人、サクソンにあらざや「馬拉基書二〇十」案ずるに上古の希臘人、羅馬人、サクソン人種の祖先、其他多くの異教國民は「一切父」神々と人々との父てふ者の在ることを朦朧と信じたり、謂へらく我等は其裔なりと(使徒行傳十七〇二十八)但し神は唯に創造に由てのみならず贖罪に由ても吾等の父なりといふことは我等の主が此地上に顯はれたまひしときに始めて世人の知りし所なり、是れ神は其御子を與へて吾等のために死なしめ、吾等に權を與へて神の子とならしめたまへばなり(約

三信頼する理由。然れば主が此名(父といふ名)を撰みたまへるは吾等をして憚らずして恩寵の座に近くちかくことを得せしめんが爲なりと信じて可なり(希伯來書四〇十六)此世の君主は其權能、其血統、其領土の大等を言ひ顯はす名稱を以て知らるゝを己の榮耀とす、然るに神の聖子にして神の御旨みことばを善く知りたまへるキリストは吾等に告げて曰く此世の最も柔和なる名を以て呼ばるゝは是れ神の聖旨なりと、即ち神は斯る名を以て吾等をして己れが萬人の慈父たることを毫も疑ふこと無らしめ、又た我等惡しき者ながら善き賜を其子に與ふるを知る況して天に在ます我等の父は求むる者に善きものを與へざらんや、このことを記憶せしめ(馬太傳七〇十二)斯く吾人をして懼るゝ事なしに己れに近づくことを得せしめんとしたまふ。

四我等の父。此稱號につきて着目を要する一點あり、救主はケンセイ

子の園における斷腸の際三度び同じ語を以て祈れり、我父よ、若かなは、此杯を我より離ちたまへ(馬太傳二十六〇三十九)彼れ又昇天の事を説きしとき曰ひけるは、我は我神即汝等の神、我父即汝等の父に昇ると(約翰傳二十〇七)斯く曰ふは彼にとりては最も適當なりとす如何んとなれば彼は神の生みたまひし獨子なればなり、但し主は吾等に祈ることを命ぜし時には神を箇々別々に「我父」と呼ばしめず、寧ろ共通に「我等の父」と呼ばしめぬ、斯く吾等は自己の事のみを思はず、吾等同胞の事をも考へ、人として亦キリスト教徒として皆相偕に結織せられて一の親交を有し、基督の妙體の肢なる事を念頭に留むべきものなることを示さる。

五天に在ます。亦主は「我等の父」といふ稱號に加ふるに「天に在ます」なる語を以てしたまへり、斯く吾等は自己の中に神を求むることをせず、吾等の外に(又上に)之を求むべき者なる事、又吾等の心を此地と地

上の萬物より高めて至聖所——即ち神が言語に絶せる榮耀と威嚴を以て、人の近く能はざる光の中に坐したまふ所——に歸すべき者なる事を指示せらる(提摩太前書六〇十六)且又主は恭敬と謙卑を以て神に近づくべき事、又神は天に在し吾等は地上に居る事、故に吾等神の前にありては輕々しく口を開く事なく心を攝めて妄に言を出すことなからん事等を教示す(傳道書五〇二)

第三章

神の榮光を祈る第一請願

主禱文………聖名を聖ならしめたまへ

説明………總ての恩を與へたまふ我主なる神われらの天の父に我とすべての人の爲すべき如く………主を

拜み得るために恩を下したまふを希ふ

一御名^〇 前章にて願求^{よほせ}のことを論じたれば今は進んで主禱文中に合まれたる第一の請願——聖名を聖ならしめたまへ——を論ぜんとす、凡そ人の名は其人の一箇人なることを示し、我が心中に彼を現出せしめ或は彼が特色を顯はすものとす是れ上にも見えしが如し(第一段第一章)故に神の名は神の性質及び品性即ち其自ら受造物なる我等に默示したまひし所を約説せる者といふべし

二神の名は斯く屢々聖書の中に見ゆ例へばダビデ曰く「われらの主エホバよなんぢの名は地に徧くして尊きかな、その榮光を天におきたまへり」(詩篇八〇一)又諭して曰く「みなエホバの名をほめたふべし、その聖名は高くして類なくその榮光地よりも天よりも上にあればなり」(詩篇百四十八〇十三)亦イザヤはエホバを畏るゝ人に諭して曰く「エホバの名を頼み、己の神にたよれ」と(以賽亞書五十〇十)吾等の多

福なる主は其生活中特筆大書せらるべき時に天の父に祈りて曰はく「願くは父よ爾の名の榮を現はせ」と時に天より聲ありて言ひけるは「われ其榮を既にあらはす再び之をあらはすべし」(約翰傳十二〇二一八)

三神の諸名

説く者あり曰く撰民の歴史中の大時期は各々神性を表せる若干の名を以て記さると、族長時代にて神てふ最も一般の思想を顯はすに用ひられたる語は「エル」爾強者又は「エロヒム」爾強者衆なり、モーセ燃棘の象を見て埃及の奴隸たる境遇よりイスラエル人を救出すことを命ぜられし時神に言けるは「我れイスラエル人の處に行きて汝等の先祖等の神我をなんぢらに遣したまふと言はん」に彼等若し其の名は何と我に言はし何と彼等に言ふべきや、神モーセに言ひけるは「汝イスラエル人に我有りと言ふもの」(エホバ、無始無終者、自存者)汝を遣せりと言ふべし(出埃及記三〇十三、十四)

其后、君主政治の建立せられし時には、天地萬軍の總督てふ思想はサバヨ一の主―萬軍の主―といへる語を以て言顯はさる然るに猶太の政治も其馳場を馳終り、モーセ及び預言者衆が其來らんことを書記せる者―即ちキリストの來りて其事業を成し終りし時に其使徒衆を諭して、父と子と聖靈の名に入れて萬國の民に洗禮を施さしむ(馬太傳二十八〇十九)是れ即ち我等が由て以て生き動き且つ存在を得る者(神)の名につきてたまはりたる最後の啓示なりとす

四聖名を聖ならしめたまへ。然らば神の名の聖ならんことを祈るも、名其自身は増大又は減少し能はざるや明白なりとす、蓋し名は此世の物の如く加減如何を以て變化する者に非ず、吾等の祈る所は神の名―吾等に啓示せられたる御性質、及特性―の萬天下に知られ、我と凡ての人の爲すべき如く神を拜み、父として之を尊敬し、其子として之に服事し以て其光を輝かし、萬人をして我等の善行を見天に在ま

す我等の父を榮むるにいたらしむるにありとす(馬太傳五〇六)

第四章

神の榮光を祈る第二の請願

主禱文……………聖國を臨らせたまへ

説明……………

總ての恩を與へ玉ふ我主なる神われらの天の父に我と凡ての人の爲べき如く……………主に服事んために恩を下し玉ふことを希ひ奉る

一前條との關係 前の請願に於て「神の名」即ち自ら我等に啓示したまへる其御性質、屬性一の聖とならん事を祈りたれば次には聖國の臨らんとを祈るを學ぶべき者とす公會問答にては本請願を説明して曰く「是れ我と凡ての人のなすべき如く神に事へんために恩を

下したまはんことを希ひ奉るなりと

二神の國 神の國又は天國なる語は屢新約聖書中に出づるものなり例へば洗禮の約翰が救主の先驅者としてヨルダン河岸に立ちし時群り來れる人衆に傳へし使命は「天國は近づけり、爾曹悔い改めよ」の一句なりき(馬太傳三〇二)亦た我等の主が公然と傳道事業に着手したまひ、ガリラヤ近邊を遍歴し、其會堂にて説教をなせしとき、其説教の骨髓(題目)とせしものは「天國の福音」てふことにありき(馬太傳四〇十七、二十三)彼れ死人の中より甦へり、其受苦の後生きて其使徒衆に御身を示したまひしとき、其談話の重なることは神の國の事なりき(使徒行傳一〇三)彼最後の審判の光景を描寫して示したまひしとき曰けるは「我が右にをる者に言はん、我が父に惠まるゝ者よ來りて世の始めより以來爾曹のために備へたる國を嗣よ」(馬太傳二十五〇三十四)

三〇恩惠の國。上に引用し來れる句は此語の意義の二三を解釋す、時としては是れ見ゆる教會即ち恩惠の國を指す(以弗所書三〇二)是れ洗禮者(ヨハネ)が近づけりと云ひしものにして基督が此世に設立し給ひしものとす(希伯來書貳〇三四)其の始の最と小さくして輕視せられたること(馬太傳十三〇三十一、三十二、馬可傳四〇三十、三十二)其暗幽奧妙の事業を有てること(馬太傳十三〇三十三、路加傳十三〇二十、二十一)及び其必らず勝利を得べきことは主の種々なる譬の中に描出せらる、此意味にては神の國は已に臨りぬ吾等は主禱文中にて此國が全世界に廣まり、エホペの榮光を認むるの智識地上にみちて宛然海を水の掩ふが如くなり(哈巴谷二〇十四)其教職(役者)は益々増加し(馬太傳九〇三十七、三十八)萬人暗の權威より救出されて其愛子の國に遷され(哥羅西書一〇二)其の聖なる會衆に加へられ皆其爲すべき如く神に事へ神の靈權に由り堅忍不拔金心鐵腸を以て腐爛邪曲

の情念を悉くく之を抑制し、肉慾を壓服調馴し一切の惡を克服し、畏服おそ以て飛び去らしめ之を趕散し以て其の御國を擴張増大せんことを祈るなり

四〇心に於ける神の國。又時としては神の國は基督が自ら其弟子の心中を支配したまふをいふ、是れ即ち我等の中にあるものと言はれ(以弗所書二〇二十二、三〇十七)飲食にあらず唯だ義と和と聖靈に由る歡樂なりと言はれしものなりとす(羅馬書十四〇十七)此意味に於ける神の國に關しては、吾等自ら呼びて其臣民と稱する者は名義上然かあることなく行爲上然かあることを願ひ、口實上然かあることなく實際上然かあることを願ひ亦其教會員は悉く各自の職業と義務に於て眞實に謹しみて神に事へ(受苦日祝文を見よ)其信認する教に反けることを離れ總て之に合ふことに循ひ(復活後第三日主日)神の榮光を彰はさんことを願ふなり

五^〇榮^〇光^〇の^〇國^〇 時としては神の國は今や此地上に設立せられ、其罪と懦弱を以て管束せられたる恩惠の國を指さずして完全圓滿なる榮光の國を指すものとす(馬太傳二十五〇三十四、以弗所五〇二十七)是れ此の世の事物終を告ぐるに當り、キリスト諸々の政及び諸々の權威と能を滅ぼして國を父神に交さんとき建設せらるゝ者とす(哥林多前書十五〇二十四)此國につきては神が直ちに其撰民の數を満たし又た速に之を臨らせたまはんことを願ひ、實に此世の國が吾等の主及び其キリストの國とならんことを願ひ(黙示錄十一〇十五)又我等眞實に神を信じ且畏れて世を去りし人々と偕に無始無終なる永遠き榮光の中に彼を永しへに見奉らんことを願ふなり(黙示錄二十二〇十七、二十)

第五章

神の榮光を祈る第三の請願

主禱文 …… 聖心の天に於て行はるゝ如く地に於ても行はれしめたまへ

説明 …… 總ての恩を興へ玉ふ我主なる神われらの天の父に我とすべて人の爲べき如く …… 主に順ふために恩を下したまふ事を希ふ

一 主禱文に於ける第三の請願は前二の請願と親密なる關係を有す、何となれば神の名聖となり、其國臨るものなる以上は吾等も聖心を行ひ之に従ふべき者なればなり、即ち主自ら我等を警めたまへるが如し曰く「唯だ主よ主よと言ふ者のみ天國に入るに非ず天に在す我父の聖心をなす者之に入るなり」と(馬太傳七〇二十一)

二 神の秘旨 時としては神の聖旨は其秘旨即ち其秘見(ひそかなるも

くつきを指示す、彼は本原是を以て天の衆群地の居民一切を造り常に之を司理駕御したまへば、誰も彼の手をあさへて汝なんぞ然するやと言ふことを得る者なし、但以理書四〇三十五、然るに其聖旨は隠れて吾等に啓示せられず、測り難く、索ぬ難きものとす、(羅馬書十一〇三十三)聖旨を行はしめたまへとの祈禱を神に献ぐる時は左の事を願ふものとす、即ち一切の事物は無限の智慧と恩慈を以て指揮繼續せらるゝものなれば、吾等神の多福なる御子の模範に循ひ、何事にま下に己を卑くし、(彼得前書五〇六)己につき神の聖旨のある所をば、唯に満足して受くるのみならず、欣然之に服するを得んことを願ふなり。

三啓示せられし聖旨。然し茲に特に指示せる者は啓示せられし聖旨なりとす、是れ其書記せられし聖語の教誨と禁示とを以て吾等に示

されたるもの、又はれ、我等に神を敬はざる事と世の中の慾を棄て自ら制し正しく且度みて今世に存へんことを教ゆるもの、(提多書二〇十二)是れ我等の多福なる主の模範を以て我等に示されたるものなり、蓋し吾等を召したまへる者の聖きにならひて凡ての行を潔くすべき者なればなり、(彼得前書一〇十五、撒前四〇三)

四聖心を行はれしめたまへ。故に聖心を行はれしめたまへとの祈る時には神の全く且つ善にして悦ぶべき旨の何たるを知らんために恩を賜はらんことを願ひ、(羅馬書十二〇二)且其多福なる御子は己の旨をなさんがために臨りたまへるに非ず、己を遣はし、者の旨をなさんために臨りたまひしなれば、(約翰傳六〇三十八)其旨を吾等が行の標準となし、其の誠を我等が生活上の規矩となし得んことを願ふなり、又た罪人の頑梗なる意と欲とを獨能く治めたまふ神が、(復活後第四主日祝文)吾等の心を變へて其聖旨の欲する所思ふ所に像らしめ

たまはんことを願ひ、又其聖旨の欲せざる所をば願ひ欲することなく、一切之を行はざらん事を願ふ

五天に於けるが如く。然りと雖も唯に聖旨を地に於て吾等が行ふを願ふのみならず、尙ほ其の天に於て行はるゝが如く、地に於て行はれんことを願ふもろく、の天は神の榮光をあらはし穹蒼は其聖手のわざを示し(詩篇十九〇一)又火、霰、雪、霧、狂風は其聖語の意味をして完全ならしむ且天に於ては神妙なる序を以て諸天使と天使長の務を定め之を組織したまへり(聖ミカエル及び諸天使の祝文)此幸福なる處に於て彼等は神の御聲を聽き之に従ひ其の誠を守り(詩篇百三〇二十)絶えず悦びて全く神に服事ひ奉る(賽六〇二三、來一〇十四、路一〇十九、二〇八―十四、行十二〇六―十一)然らば天に完全き順服あるが如く、地に於ても吾等之れと等しく悦びて神に服事へ奉り、彼處にて一の聖旨を愛し奉るが如く又此處にても一の聖旨を愛し奉らん

ことを願ふなり

第六章

我等の需要物を求むる第一の請願

主禱文……我等の日用の糧を今日も與へたまへ

説明……神すべて我等の靈魂と肉身に就きて肝要なる物を下し玉ふ事を希ひ奉る

一前諸請願との關係。主禱文最初三々の請願は、上にも見えたる如く神の榮光及び統治權に關はる者なるを以て是一個人に關せざる形にて一般に言顯はさる、殘餘の四請願は吾等の需要及び日々の須要物に關す、故に是れ四ヶ條の個人的請願として吾等の名を以て言顯はさる。○曰く吾等の日々の糧を今日も與へ玉へ○吾等の罪を赦し

たまへ○吾等を誘ひにあはせたまふ勿れ○吾等を惡より救ひたまへ

二○身○體○の○生○命○ 吾等日々の需要物の中第一にして最も自然明白なる者を生命の保存とす是をなすには適當に食物を供給するを要す、但し是兩ながら天父の恩恵に由るものとす(詩篇百四十五○十五、十六)是に於て吾等の主も人の心を強むる所のパンを祈れ(詩篇百四○十五)と教へたまへり是れ時としては人を支持する一切の者―衣食住其他吾等の需要を満足し、吾等基督教徒たる廉望を満たすに足る十分なる財資及び外部の幸福―を意味す

三○我○等○の○日○々○の○糧○ 但し彼は我等に命ずるに一生を支持するに足る食物を一般に祈ることを以てしたまはず、今日も(馬太傳六○十一)即ち日々(路加傳十一○三)我等を支へんがために必要なる糧を與へたまへと言ふべしと命じたまへり、是に由つて彼は吾等に其の欲望を

節約すべき事を教へ、吾等を戒むるに其起るや起らざるや未だ確かならざる明日の事を惜々と心配し又は肉慾のために榮々華奢なる糧食を供ふるを以てす、主が我等をして祈らしめんとしたまふ所は糧食―質素なる食物なり、是を今日の糧とす

四○靈○魂○の○生○命○ 然れども人は他の斃すべき動物の如く唯だパンのみにて生くる者に非ず(申命記八○三)又支持(糧)を要するものは唯其身體のみに非ず、又靈魂の生命ある者とす、吾等は此祈禱に於て神がすべて我等の靈魂と肉身に就て肝要なる者を下したまはんことを願ふ、靈魂の生命につきてはキリスト是が支持者(糧)なりとす彼我等に告げて曰く「我は生命のパンなり我に來る者は餓ゆることなく我を信ずる者は渴くこと無し」と(約翰傳六○三十五)

五○靈○魂○の○需○要○物○ 彼は啓示せられたる神の語を學ぶことを以て此靈生の需要を補ひたまふ、是れ全くして靈魂をいきかへらしめ目をあ

きらかならしむる者、足の燈火にして路の光なりとす(詩十九〇七八、百十九〇百〇五)又恩恵を享くるの定法を堅く用ひ、公私の祈禱をなし特別に聖餐禮に與るを以て是を補ひたまふ、是禮典に於て吾等靈にてキリストの肉を食ひ其血を飲み我等キリストにをりキリスト又我等にをり我等キリストと一にしてキリスト又我等と一となるものとす(約翰傳六〇四十七—六十五、聖餐禮式勸衆文、同第二勸衆文)

第七章

我等の需要物を求むる第二の請願

主禱文……我等に罪を犯す者を我等の救す如く我等の罪をも救したまへ

説明……神我等を憐み我等の罪を赦したまはんことを希

ふ

一前條との關係 已に此世の生命に必要な食物糧を與へたまはんことを神に祈りたれば、又神が之と偕に更に幾層大なる慈悲—一切て善賜の與へ主なる御身に對して犯せる我等の罪を赦したまはんこと—を垂れたまはん事を祈る

二罪(越界)上にも見えし如く聖書中には千差萬別なる言語を用ひて吾等が生得せる罪質、及び其日々に行ふ罪過を描けり、其の二つ主禱文の中に出づ、聖馬太傳には「吾等の負債を赦したまへ」とあり(馬太傳六〇十二)聖路加傳には「吾等の罪を赦したまへ」とあり(路加傳十一〇四)吾等の主山上の説教にて赦免につきて其教誨を復言へしたまひしときに彼は「越界」なる語を用ひたまへり、是等の語を用ひて吾等は其性質の罪深き事を告白し、又神が吾等より要求めたまふほど十分に彼に従ふ能はざることを告白するのみならず尙ほ亦自己の罪に

由りて負債を生じ之を償ふこと能はず、生命にいたる窄き路より(馬太傳七〇十四)迷ひ出で禁制の路を踏越えたることを告白す

三救免。此告白に加へて神我等を憐み、其罪、負債、及び「越界」を赦したまはんことを祈る、而して上にも見えし如く此救免の約束は洗禮にて吾等に印證せらる、神は吾等の唯獨りの仲保者、代禱者、イエス、キリストのために必らず速に此約束を實行し、我等を一切の不義より潔めたまふ(約翰一書一〇九)

四我等の赦す如く。我等の主は日々の糧を疑無く願ふが如く又罪の救免を求むべきことを教ゆ但し彼は是に加ふるに一々の條件(又は約款)を以てす、是れ常に我等の念頭に留むべきものとす、彼我等に教へて曰はしむ、我等に罪を犯す者を我等の赦す如く我等の罪を赦したまへと、又此條件をば特命するに左の語を以てしたまふ、爾曹もし人の罪を免さば天に在ます爾曹の父も亦なんぢらを免したまはん

然れどももし人の罪を免さずば爾曹の父も爾曹の罪を免したまはざるべし(馬太傳六〇十四、十五)斯くも救主は是に重をおきたまへば人罪あらば之を免すの性質を修養し、仁慈と憐恤を以て他人に接し、キリストにありて神我等を赦したまへる如く我等互に赦すの切要なるを知るべし(以弗所書四〇三十一、三十二)吾等其の罪の赦されんことを欲し、死なんとするに當り精神の平和を求めんと欲し若しくは主の恩慈の欠くべからざる日(即ち最終の日)に於て之を求めんと欲せば饒恕の精神は實に欠くべからざる者とす

第八章

我等の需要物を求むる第三の請願

主禱文……我等を試みらるゝ事に導きたまはず

説明………神我等が靈魂と肉身の總ての危きを拯ひ守りた
まはんことを願ふ

一前條との關係 此世の糧(支持)と過去の罪及び日々の短處、過失の赦
免を祈りたれば、吾等は進んで次の請願に於ては今後、世と肉と惡魔
の試より保護られんことを願ふ是れ我等が勇ましく戦はんを約し
たる敵なれども常に吾等を掩襲しつゝあるものなり

二試 試なる語は聖書中に二の意味にて用ひらる(一)試惑若しくは試
煉を指示し、(二)誘惑若しくは顛覆を指示す、第一の意味にて神は人を
試むと言はる、或ひはアブラハムの場合に於ける如く其信仰を試む
ることもあらん(創世記二十二〇一、二)或ひはヨブの場合に於けるが
如く其忍耐を試みたまふこともあらん(約百記一〇十一、十二)或ひは
イスラエル人の場合に於ける如く之を謙屈せしめ其の心中にある
ことを探らんため之を試みたまふこともあらん(申命記八〇二、十三)

○三或ひは聖パウロの場合に於けるが如く其傲(たかま)を制し其の恩惠の
全きことを示さんため之を試みたまふこともあらん(哥林多後書
十二〇七、九)第二の意味にては是特に惡魔の詭計(たぐみ)と套(わ)に適用せらる、
彼は之を用ひて善き目的を以て爲したる事を變じて惡となし、人を
して亡(ぼろ)に至らしむ、是に於てか彼は特に試者(こころまをすもの)と稱せらる又彼れがエ
ペ(創世記三〇一―五)ダビデ(歴代史零二十一〇一)使徒ペテロ(路加傳
二十二〇三十一)特別に吾等の主をも(馬太傳四〇一―十一)試みしを
見る

三我等を試に導きたまはず 是に由て觀れば、我等を試に導きたまはず
といへる請願にては單に神に求むるに全く試みを免かれんこと
を以てせざるなり、即ち聖雅各は其の書を送れる人々を諭して曰く
「若しなんぢら各様の試誘に遇はゞ之を喜ぶべき事となすべし蓋は
なんぢらの受くる信仰の試みは爾曹をして忍耐を生ぜしむること

を知らばなりと吾等は己れの懦弱よわさを深く感ずるより試の力に遭ひて之に克服せられざらんことを祈り、又吾等を磨かんために送られたる試の過大ならずして哥林多前書十〇十三我等之に由りて罪に定められず、却つて嘉納せられんことを願ひ、すべて靈魂と肉身の危険あやむに遭ふときに神の恩恵深き助けあらんことを願ひ、又、許多の大なる危難の中に在る我等性質の軟弱により常に立つこと能はざることを知りたまふ神總ての危難に於て我等を保ち都て試みらるゝ事を障り無く通らすべき力と守を與へたまはんことを願ふ現異邦後第四末日祝文

四此中に藏まれる義務。然し乍ら若し吾等此の請願をして學舌くちまねたらしめず實際なるものとせんと欲せば是が暗指せる義務つとめを竭さずんばあるべからず、謙遜辭讓謹慎及び祈禱を以て其習慣となすこと即ち是なり謙遜ならざるときは自負の弊に陥るものとす而して是

れ聖ペテロの場合に於ける如く馬太傳二十六〇三十三—三十五許多の失墜を生ず、謹慎ならざるときは「惡魔」の詭計かたと套かまに陥り容易に彼が掩襲の犠牲となるものとす、祈禱せざるときは準備無くして試みに遭ひ武器なくして赤手戦争に對かかふものとす、主グツセマ子の園にて三人の使徒に告げて曰く、惑に入らぬやう目を醒しかつ祈れ馬太傳二十六〇四十一、路加傳二十二〇四十終りに吾等若し己にせられんと欲する如く行はんと欲せば我等自ら一切の無用なる危険を避くる間に注意して他の人を試みに導くべからず、我等立たつを得んことを祈るとき他の人を失墜つちましむべからず

第九章

我等の需要物を求むる第四の請願

主禱文……却つて惡より救ひたまへ

説明………神………我等を又すべての罪と邪且靈魂の敵と

一前請願との關係

永遠き死を防ぎたまふことを祈り奉る

既に論ぜし如く、試自身は必らずしも悪なるに非ず但し之をして勝利を得せしめて吾等之に克服せらるゝときは此限に非ず、蓋し是れ人と撞接するに當り其中にある善なる處を導き出しつ之を強めて、其人に永遠の利を與ふるの手段とならんも知るべからざればなり、然しながら現世にては吾等の周圍まわりに悪あるなり、神かみ之より我等を救助したまはんことを願ふ

二惡

吾等を繞れる惡の種類甚だ多しとす(一)世と我等の中に道徳上の惡—罪—罪惡あり(約翰一書五〇十九)蓋は心より出づる者は惡念、凶殺、姦淫、苟合、盜竊、妄證、謗讟等なればなり(馬太傳十五〇十九)(二)惡の

本原、絶えざる振興者—惡者、靈の敵なるものあり、是れ我等の棄てんと約せし者とす然れども其權強くして常に我等に勝たんと欲めつゝあるなり(哥林多後書二〇十一、彼得前書五〇八)(三)惡の價(即ち結果)と惡者の誘ひに服するの價—即ち永遠き死ありとす(羅馬書六〇二十三)

三惡より我等を救ひたまへ

斯く許多の大なる危難中に置かれ、自ら

助くるの力なき者なれば、總て信を置く者の城なる神其右の手を伸べて我等を世と我等の中にある惡(羅馬書七〇二十四)の權より守り又惡魔の術計と攻責及び之より出づる惡—限り無き罰—より救ひ玉はんことを祈る(リター—及び埋葬式文)又神其恩恵を我より取去り若しくは我を吾まゝになしおき吾が希圖と欲望のまゝになさしめたまはず、力を發して吾等の中に來り大なる權威を以て我等を佑けたまはんことを願ひ(降臨節第四主日祝文)亦惡魔と世と肉の試を

拒ぎ清き心と念を以て獨一なる神に従ひ其御心に順ふの力をたまはらんことを祈る(三位一躰後第十八主日)

四勝利。然らば本請願は其實唯に惡より救はれんことを祈るのみならず又洗禮の際棄てんと約したる敵を克服するの權力をたまはり(洗禮式文)終りまで勇しく耐忍し敵に勝つの恩恵を享けんことを祈る、是れ此終生間の戦争に勝利を得る者に約束せられたる物の實に美なるを忘れざればなり(黙二〇七、十一、十七、二十六、三〇五、十二、二十一、二十一〇七、同く十二〇十一と比較せよ)

第十章

歸榮の頌

主禱文……國も力も榮光も世々に父のものなればなり

アーメン

説明……神其大なる憐と恩を以て我等の主イエス、キリストに由りて是等の事をなしたまふを信ず故に我

「アーメン」と云ふ即ち斯の如くなさしめたまへと

云ふ義なり

一歸榮の頌は聖路加福音書中に出でず是聖馬太傳福音書の古寫本の或るものにも欠けて無し公會問答中に載せられず又其説明も無し是れ此禱文を以て神に願ふの何たるを説明するに當つて唯だ神其大なる憐と恩を以て我等の主イエス、キリストに由りて我が願ひしことを爲したまはんとの確かなる望を言顯はし以て是を終るのみ一言の歸榮の事に説き及ばせるなし然しながら歸榮は一切の祈禱の適當なる熱言にして聖書の是認する所なりとす(歴代史零上二十九〇十一)此歸榮の頌は神の若干の特性(屬性)を言顯はす也各是れ吾

等の信仰の柱となり、又吾等必らず聽かるべしとの確説となるものとす、然らば茲に之を論ずるは善からん

二國も……汝のものなればなり。吾等は此歸榮の頌を以て神我等の求むる所をなしたまはんと、の信仰を言顯はす、如何となれば、國も權も榮光も永遠く彼に屬すればなり、斯く國は神のものなりと斷言するは蓋し一切て創造の支配權は神に屬し、惡魔の國及び千差萬別なる人の國あると雖も、尙ほ國は凡て神に屬し、神は萬有の首と崇められ、(歷代史略二十九〇十一) 福ある所の獨一の權威ある者諸々の王の王諸々の主の主なることを意味す(提摩太前書六〇十五)

三權カも。吾等請願の聽かるゝを信ずる第二の理由は神何事にもあれ之を意ふまゝに爲すの權利を有てる而已ならず尙ほ之を行ふの力を有ちたまへばなり、信經にて言顯はす如く彼は全能者omnipotentなり、彼は萬事を行ひ能ふ、誰れも彼の手をあさへて汝なんぞ然するやと

言ふことを得る者なし(但以理書四〇三十五) 彼は一切て滿ち足れる者、一切の權力の本原なり、彼は絶えざる擁護を以て天地の萬物を定めたまふのみならず(三位一躰後第八主日祝文) 又恩と憐を顯はす事に於て能はざる所なき權威を殊更に示す(三位一躰后第十一主日祝文) 彼は吾等の求むる所思ふ所よりも甚く過ぐれることを行ひ得(以弗所書三〇二十) 我等の祈告いのちよりも常に尙快よくきゝ、我儕が望欲と宜しく受くべきよりも多く與ふる事を常としたまふ(三位一躰後第十二主日祝文) 然らば吾等不足の間に於ては權力の本原もとを有ちたまふ者―神―に依頼すべきものとす

四榮光も。又福なる所の獨一の主權者諸々の王の王、諸々の主の主、一切の權力の本原として榮光と能力と威光は彼に屬す(歷代史略上二十九〇十一) 其創造られし者は尊敬と讚美を正に彼に歸す、至高いとたかきところ所に神に榮光あれとは是れ吾等の主の降誕(受肉)の時に天使の歌ひし

讚美歌なりき(路加傳二〇十四)父よ御名を聖ならしめたまへとは是れ彼が地上に於ける祈禱の一なりき(約翰傳十二〇二十八)寶座に坐する者に、榮光と尊貴と權威あれとは是れ天使が千々萬々聲をつらねて唱ふる絶えざる歸榮の頌なりとす(默示錄四〇二―十一、五〇十一―十四)然れば神に對ひ其榮光を唱へて之を知しめなば、我が祈禱の聽かるゝや一點の疑あるなし、蓋し吾等が唱ふ所は神の愛する所にして、是れ決して他者に與へざるものなればなり(以賽亞書四十二〇八)神の榮光のためとならば我が願ふ所を聽かれざるを恐るゝの要なし

五 永遠く 且國も力も榮光も永遠く神に屬す、其國は永遠の國なり(詩百四十四〇十三)其支配は萬世についき山出で地と世界と造られざる以前より彼は永遠の神終りなき神なり(詩九十〇二)斯く彼は變ることなし、神は變ることなくまた轉動きて顯はるゝ影もなきもの(雅

各書一〇十七)又昨日も今日も永遠までも變らざる者にして(希伯來書十三〇八)常に王なるが故に速に其臣民を助けたまひ常に主權者にてますが故に己れの是と視たまふ所を行ふを得、然らば我等の先祖の時又其古にも神のなしたまへる貴き業につき我等の聽きしことをば(リタニ一の一句)彼は又吾等のために行ひたまはん但し常に我等の欲と願と念ふがまゝに之を行ひたまはざらんも吾等の救済と彼の榮光を増進するが如くに之を行ひたまふべし(羅馬書八〇三十二、三十八、三十九)

六「アーメン」故に祈禱文の終に「アーメン」と唱ふ是れ唯に「願くは然かあれ」どの義に止まらず、然かあり」どの義なりとす、願くは然かあれ」どの義にては是れ神が其憐れ恩を以て吾等の願ひの如くなしたまはんとどの事を指示す、然かあり」どの義にては是れ神に歸し奉れる若干の特性は眞箇に神のものにして、彼は又「アーメン」なる者忠信なる眞

實の者にてませば(黙三〇十四)其約束の如く爲したまはん(撒前五〇二十四)との信仰、確信及び信用を指示す。

第五段 サクラメント

問 キリスト其公會に於て設立玉ひし「サクラメント」は幾個あるや
答 人救ひを得る爲に大概闕くべからざる「サクラメント」は只二つのみ即ち「バプテスマ」と主の晚餐これなり

問 「サクラメント」といふ言の意味は何ぞ

答 此はキリストの與へ玉へる所の内の靈なる恩めぐみの外みづかに現あらわるしるし徴しるしにして其恩寵を受る法と得らるべき證のためにキリスト自ら設たきたまひし禮の義なり

問 一個の「サクラメント」の中に區別は幾個ありや

答 二個の區別あり即ち外に見ゆる徴と内の靈なる恩なり

問 バプテスマの外に現あらわるしるし徴は何ぞ

答 水なり人之を以てバプテスマを受けて父と子と聖靈の名に入